

浄化センター等施設維持管理包括業務  
要求水準書別紙

令和 8 年 4 月

尾張旭市上下水道部

## 別紙1 対象施設一覧

対象施設は以下のとおりとする。また、各施設の主要設備の詳細は参考資料5で示す。

- 1 東部浄化センター  
尾張旭市下井町内2346番地6
- 2 西部浄化センター  
尾張旭市庄中町一丁目4番地6
- 3 狩宿マンホールポンプ場  
尾張旭市狩宿町四丁目47番地
- 4 旭ヶ丘マンホールポンプ場  
尾張旭市旭ヶ丘町濁池1155番地18
- 5 東名西マンホールポンプ場  
尾張旭市東名西町一丁目205番地
- 6 庄南1号マンホールポンプ場  
尾張旭市庄南町一丁目16番地1
- 7 庄南2号マンホールポンプ場  
尾張旭市庄南町四丁目262番地
- 8 桜ヶ丘マンホールポンプ場  
尾張旭市桜ヶ丘町西49番地

## 別紙2 業務範囲一覧

本別紙は、業務範囲の一覧を示す。各業務区分の詳細な実施範囲、責任分界、費用負担、提出物等は、関連別紙（別紙5、6、7、8、10、12、13、14、15、16、17、18等）で規定する。

- 1 運転管理業務
- 2 保全管理業務
- 3 危機・警報対応
- 4 環境計測業務
- 5 備品・消耗品等の調達管理業務
- 6 薬品・燃料・水道等の調達・管理業務
- 7 委託者の行う見学者対応への協力
- 8 委託者の業務分析等に必要データの提供
- 9 廃棄物処理業務
- 10 運転データ、保守点検業務の記録、保管
- 11 苦情に対する一次対応
- 12 その他の業務

## 別紙3 維持管理実施計画書

### 1 提出時期・更新

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たって委託者が定める期限までに運転管理業務及び保守点検業務等の内容を網羅した維持管理実施計画書を契約書第8条に基づき作成、提出し、委託者の確認を得ること。
- (2) 契約期間中、内容に変更が生じる場合は、遅滞なく変更計画書を提出する。
- (3) 委託者から要請があった場合、受託者は維持管理実施計画書の内容について説明を行い、必要に応じて維持管理実施計画書の是正を行わなければならない。

### 2 維持管理実施計画書の構成

受託者は次の区分の維持管理実施計画書を作成する。

名称	対象期間	作成時期	
維持管理 実施計画	維持管理実施基本計画書	3年分	履行開始日の14日前まで
	年間維持管理実施計画書	1年度分	各年度の業務開始日の14日前まで
	月間維持管理実施計画書	1か月分	各月の業務開始日の5日前まで (令和8年10月分は14日前まで)

### 3 維持管理実施計画書の内容

受託者は、少なくとも次の項目を含む維持管理実施計画書を作成する。

#### (1) 維持管理実施基本計画書

##### (ア) 業務管理運営方針

- ① 本委託業務の重要性に鑑みその目的を達成するための委託業務における管理思想、周辺環境及び住民への配慮、受託者が行う業務毎の基本方針及びその概要、要求水準に対する考え方等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

##### (イ) 業務実施体制

- ① 本委託業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、緊急時体制、安全管理体制その他業務の履行に要する組織・体制（必要な場合、下請け関係も含む。）を、その目的と系統、人数及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

##### (ウ) 危機管理対応

- ① 施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を簡潔にまとめ、以下のような場合について記載すること。
  - (A) 大雨、台風、ゲリラ豪雨、地震、火災、停電（瞬時電圧低下を含む。）時の対応
  - (B) 悪質排水の流入時の対応

(C) 無人の施設や夜間・休日の対応

(D) 新型インフルエンザ等感染症の国内発生時の対応

(エ) 運転管理計画

- ① 流入水を安定的に処理するための運転指標や各施設の運転方法及び要点、水質分析の内容・頻度、その他の施設運転における重要事項等を記載すること。

(オ) 保守点検計画

- ① 契約期間中を通して著しい劣化を防ぎ、施設の能力、外観を保全するための日常点検・整備（点検頻度・点検要領）、定期点検の実施計画、清掃（頻度・清掃要領）、外構等場内の保全方法、保安業務、物品管理の方法及び要領等その他の必要な事項について記載すること。

(カ) 物品調達、管理計画

- ① 施設の運営を行うために必要な消耗品、薬品、燃料、水道等の調達方法、使用予定量等を記載すること。

(キ) 人材育成、技術継承、地域貢献及び社会貢献に関する計画

- ① 組織体制の維持のために、人材育成、技術継承を実施するための計画及び業務を通して地元への地域貢献に関する事項について記載すること。

(ク) その他受託者が提案する事項

- ① 上記（ア）～（キ）に該当しない事項で、特に受託者が提案する事項がある場合は、提案する項目とその目的及び内容を記載すること。
- ② なお、施設の改造は原則として認められないが、業務の効率性や安全性の向上のための軽微な改変や追加等は、委託者が要請した場合に原状回復が可能であること、設置、撤去等これに要する一切の費用が受託者の負担であることを条件として認める。

注：全項目について、取り組んでから成果の発現まで一定の期間を要する事項は、実施期間又は達成期日を明記すること。

(2) 年間維持管理実施計画書

年間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成する。年間維持管理実施計画書には、以下の内容を記載する。

(ア) 水処理計画

- ① 年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- ② 組織・人員の配置と氏名（経験及び資格）（必要に応じて下請け関係を含む。）
- ③ 危機管理における連絡先の確認

(イ) 汚泥処理計画

- ① 年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- ② 組織・人員の配置と氏名（経験及び資格）（必要に応じて下請け関係を含む。）
- ③ 危機管理における連絡先の確認

(ウ) 保守点検計画（機械設備・電気設備・建築付帯）

- ① 日常点検、定期点検、精密点検、設備保守点検整備（指定）のスケジュール
- ② その他特記事項
- (エ) 水質試験計画
  - ① 水質試験等のスケジュール
  - ② その他特記事項
- (オ) 環境整備計画
  - ① 環境整備年間計画・連絡先
  - ② その他特記事項
- (カ) 安全管理計画
  - ① 安全管理計画・方針・体制・緊急時連絡体制
  - ② その他特記事項

### (3) 月間維持管理実施計画書

月間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成する。月間維持管理実施計画書には、以下の内容を記載する。

- (ア) 水処理計画
  - ① 月間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- (イ) 汚泥処理計画
  - ① 月間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
  - ② 脱水汚泥の搬出先計画書
- (ウ) 保守点検計画（機械設備・電気設備・建築付帯）
  - ① 日常点検、定期点検、精密点検、設備保守点検整備（指定）のスケジュール
  - ② その他特記事項
- (エ) 水質試験計画
  - ① 水質試験等のスケジュール
  - ② その他特記事項
- (オ) 環境整備計画
  - ① 環境整備月間計画
  - ② その他特記事項
- (カ) 安全管理計画
  - ① 安全管理計画
  - ② その他特記事項

## 別紙4 流入条件

本別紙は、東部浄化センター及び西部浄化センターの流入条件（流入水量・流入水質等）に関する前提を整理し、受託者の運転管理・水質管理上の前提条件及び異常流入時の取扱い（通知・協議・記録）を定める。

### 1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下表のとおりとする。

#### (1) 東部浄化センター

表4-1 流入基準(流入水の水量)

項目	範囲
日最大流入水量	12,300m <sup>3</sup> /日以下

#### (2) 西部浄化センター

表4-2 流入基準(流入水の水量)

項目	範囲
日最大流入水量	13,400m <sup>3</sup> /日以下

### 2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

#### (1) 東部浄化センター

表4-3 流入基準(流入水の水質)

項目	範囲
水温	14℃以上 31℃未満
pH	7.0以上 8.8未満
BOD	330 mg/L未満
COD	210 mg/L未満
SS	330 mg/L未満
T-N	110 mg/L未満
T-P	9.5 mg/L未満

#### (2) 西部浄化センター

表4-4 流入基準(流入水の水質)

項目	範囲
水温	16℃以上 31℃未満
pH	6.9以上 8.8未満
BOD	500 mg/L未満

COD	220 mg/L未満
SS	340 mg/L未満
T-N	100 mg/L未満
T-P	8.5 mg/L未満

### 3 流入予測水量

流入水量の実績及び履行期間中の流入予測水量は、下表のとおりとする。

#### (1) 東部浄化センター

年度	年間総流入水量	備考
R5	3,473,700 m <sup>3</sup> /年	実績
R6	3,474,761 m <sup>3</sup> /年	実績
R7	3,405,823 m <sup>3</sup> /年	実績
R8	3,566,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R9	3,578,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R10	3,585,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R11	3,601,000 m <sup>3</sup> /年	予測値

#### (2) 西部浄化センター

年度	年間総流入水量	備考
R5	3,142,273 m <sup>3</sup> /年	実績
R6	3,304,349 m <sup>3</sup> /年	実績
R7	3,337,158 m <sup>3</sup> /年	実績
R8	3,416,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R9	3,428,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R10	3,434,000 m <sup>3</sup> /年	予測値
R11	3,449,000 m <sup>3</sup> /年	予測値

### 4 流入基準を上回った場合の対応方法

(1) 上記に定める流入基準を満たさない流入があった場合であっても、対象施設において対応可能な範囲内の流入水は、対応可能な流入基準未達であるとし、受託者が適切な措置をとって対応する。

#### (ア) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、次のとおりとし、流入ゲートにおける流入水の臭気、色やpHの監視の結果、次に示すものが流入水に混入していることが判明した場合は、受託者は下記の物質が反応タンクに流入しないよう措置をとるとともに、速やかに委託者へ報告する。

- ・大量の油(臭気又は色で識別できる範囲のもの)
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品(pH計にて検出できる範囲のもの)

- ・大量の夾雑物

(イ) 対応可能な雨天時浸入水

雨天時には、次の対応をとる。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に予測するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行う。
- ・受託者は、流入水の水量が上記に示す日最大流入水量を上回った場合であっても、汚水ポンプ等に対応できる場合は、適切な運転により処理するとともに、速やかに委託者に報告する。

なお、上記の措置で対応できない大雨の場合は不可抗力とする。

(2) 対応不可能な悪質流入水が流入した時や自然災害による想定を超える大量降雨の場合は、不可抗力とし、運転維持管理について委託者の指示に従う。

## 別紙5 運転管理要求水準

### 1 放流水質の要求水準

放流水質の要求水準は法定基準Ⅰ及び法定基準Ⅱに加え、受託者に課す管理基準Ⅰ及び管理基準Ⅱを設定する。受託者はこれら要求水準を満たすよう運転管理を行うものとする。

#### 1.1 法定基準Ⅰ

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（別紙12別表12-1の日常試験に示す放流水の水質試験））及び法定検査（別紙12別表12-2）の各回測定値が達成しなければならない基準として表5-1のとおり法定基準Ⅰを設定する。なお、日間平均値については別紙12別表12-3通日試験の日平均値から算出する。

表5-1 放流水質に関する法定基準Ⅰ（各回測定値が達成すべき基準）

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	25 [20] 以下
SS (mg/L)	70 [50] 以下
T-N (mg/L)	120 [60] 以下
T-P (mg/L)	16 [8] 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	[800] 以下

[ ] 内は日間平均値

※契約期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。

#### 1.2 法定基準Ⅱ

各浄化センターから排出される毎日の水質汚濁物質の汚濁負荷量が達成しなければならない基準として表5-2のとおり法定基準Ⅱを設定する。汚濁負荷量の測定は委託者が設置したUV計及び全窒素全りん自動測定装置による毎時の濃度測定と、放流流量計による毎時の放流流量から算出された値の積算によって24時間の日汚濁負荷量を求めるものとする。

表5-2 放流水質に関する法定基準Ⅱ（日最大汚濁負荷量）

項目	範囲	
	東部	西部
COD (kg/日)	246以下	268以下
T-N (kg/日)	258.4以下	241.5以下
T-P (kg/日)	19.7以下	19.85以下

※契約期間中に事業計画等の見直しにより排出基準値が改正される場合は、特定施設の変更届出後の数値とする。

### 1. 3 管理基準 I

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（別紙 1 2 別表 1 2 - 1 の日常試験に示す放流水の水質試験））及び法定検査（別紙 1 2 別表 1 2 - 2）の各回測定値が達成しなければならない基準として表 5 - 3 のとおり管理基準 I を設定する。

表 5 - 3 放流水質に関する管理基準 I（各回測定値が達成すべき基準）

項目	範囲
p H	5. 8 以上 8. 6 以下
B O D (mg / L)	1 5 以下
S S (mg / L)	4 0 以下
大腸菌数 (C F U / m L)	3 0 0 以下

### 1. 4 管理基準 II

各浄化センターから排出される毎日の水質汚濁物質の汚濁負荷量が達成しなければならない基準として表 5 - 4 のとおり管理基準 II を設定する。汚濁負荷量の測定は委託者が設置した U V 計及び全窒素全りん自動測定装置による毎時の濃度測定と、放流流量計による毎時の放流流量から算出された値の積算によって 2 4 時間の日汚濁負荷量を求めるものとする。なお、管理基準 II は法定基準 II と同値に設定されているため、受託者は日常的に汚濁負荷量項目の排出濃度に管理目標を自ら定めるなど基準が十分に満たされるよう維持管理すること。

表 5 - 4 放流水質に関する管理基準 II（日最大汚濁負荷量）

項目	範囲	
	東部	西部
C O D (k g / 日)	2 4 6 以下	2 6 8 以下
T - N (k g / 日)	2 5 8. 4 以下	2 4 1. 5 以下
T - P (k g / 日)	1 9. 7 以下	1 9. 8 5 以下

※契約期間中に事業計画等の見直しにより排出基準値が改正される場合は、特定施設の変更届出後の数値とする。

## 2 判定・報告・是正

- (1) 放流水の要求水準を判断する放流水の採水地点については、各浄化センターの放流渠とし、委託者に確認の上採水場所を決定する。
- (2) 受託者は要求水準の未達が発生した場合は、別紙 9 に示すように委託者へ報告を行うとともにその期間を把握するために、要求水準の未達が最初に確認された時点から、要求水準が未達でないことを確認できるまで、1 日 1 回以上水質測定を行い、放流水質を把握すること。また別紙 1 3 に示す改善計画書を委託者に提出すること。

### 3 汚泥処理に関する要求水準

汚泥処理の要求水準は、脱水汚泥の各回測定値の日平均値が達成しなければならない基準として表5-5のとおり基準を設定する。受託者はこの要求水準を満たすよう運転管理を行うものとする。

脱水汚泥の含水率は、脱水機運転中に運転2時間毎に1回測定するものとし、その平均値を算出するものとする。なお、脱水機が複数ある場合は、各脱水機で算出した平均値を処理量で加重平均して求めた値を基準とする。

表5-5 汚泥処理に関する要求水準

管理項目	範囲
脱水汚泥含水率	79%以下

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守するとともに、廃棄物の減量化に努め、脱水機の運転、貯蔵、搬出用車両への積み込み作業を実施する。なお、搬出作業に当たっては、悪臭の拡散防止等の周辺環境への配慮を十分に行うこと。

### 4 エネルギー管理に関する要求水準

エネルギー管理に関する要求水準は、年間のエネルギー原単位が達成しなければならない基準として表5-6のとおり基準を設定する。この要求水準は努力目標とし、委託料の減額対象とはしないが、受託者はこの要求水準を満たすよう運転管理を行うものとする。

また、電気の使用に当たっては、最大需要電力（デマンド値）を上昇させないよう運転管理に努めること。

要求水準の基準は年間でのエネルギー消費原単位とするが、受託者は月次で原単位を把握し、報告すること。

表5-6 エネルギー管理に関する要求水準

管理項目	東部浄化センター	西部浄化センター
エネルギー消費原単位 (kWh/m <sup>3</sup> )	0.4586	0.4911

※原単位は過去3年間の「年間電力使用量(kWh) / 年間処理水量(流入水量)(m<sup>3</sup>)」の平均による。

## 別紙6 保安全管理要求水準

受託者は、機器の正常な運転を確保するために行う日常巡視・日常点検、定期点検、精密点検及び検知された異常に対して行う臨時点検及び部品交換等の故障処理並びに設備保守点検整備（指定）を行うこと。また、機器等の保守対応期限や交換部品・補修部品の調達期限の把握に努め、故障の復旧、予防保全による故障の未然防止など、施設・設備の延命化に取り組むこと。なお、法令等で義務付けられる点検・検査は必ず期限内に実施すること。

また、点検の結果、修繕及び工事を要する不具合が判明した場合は、別紙16に従い委託者へ報告・協議し、委託者による修繕及び工事として対応する。

### 1 日常巡視・日常点検

受託者は、一定時間又は比較的短い周期で、主として目視等により運転中の設備の異常の有無を確認すること。日常巡視・日常点検は法令及び保安規程に定めるものの他、機器については「（社）日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領 下水道施設機械・電気設備保守点検基準」に準じるものとし、また建築物については「（一財）建築保全センター 管理者のための建築物保全の手引き」を参考とする。なお、本業務は以下の項目を含めるものとする。

- (1) 日常点検の各種データ（異常、故障、部品交換、作業内容等）記録、整理
- (2) 台帳整備に関する補助業務（整理、入力を含む。）
- (3) 施設・設備等の補修塗装と清掃
- (4) その他受託者の提案によるもの

### 2 定期点検

受託者は、1か月から1年程度の比較的長い周期で、主として施設を停止して点検すること。

受託者は、定期点検を実施したとき、保守・点検実施状況を運転月報として委託者に提出すること。委託者が報告書の内容を確認した結果、是正が必要であると認めた場合、受託者は是正を行うこと。定期点検は、法令及び保安規程に定めるものの他、別表6-1を参考とする。なお、本業務は以下の項目を含めるものとする。

- (1) 定期点検の各種データ（異常、故障、部品交換、作業内容等）記録、整理
- (2) 台帳整備に関する補助業務（整理、入力を含む。）
- (3) その他受託者の提案によるもの

### 3 臨時点検

受託者は、事故又は天災地変等の発生時及びその他必要に応じて臨時の点検を行うこと。また、必要に応じて応急処置等の故障処理を行うこと。

### 4 設備保守点検整備（指定）

委託者が指定する保守点検整備を以下に示す。

- (1) 自家用電気工作物保守点検（別表 6－2）
- (2) 非常用自家発電設備保守点検（別表 6－3）
- (3) 消防用設備等保守点検（別表 6－4）（令和 10 年 10 月～）
- (4) クレーン保守点検（別表 6－5）
- (5) 昇降機保守点検（別表 6－6）
- (6) 冷暖房冷媒漏洩点検（別表 6－7）
- (7) 地下重油タンク定期点検（別表 6－8）

## 5 場外のマンホールポンプ場保守点検

- (1) 受託者は、マンホールポンプの巡回点検を月 1 回以上実施し、その記録を作成し報告すること。
- (2) 受託者は、マンホールポンプの年次点検を年 1 回以上実施し、その記録を作成し報告すること（別表 6－9）。

## 6 施設機能確認業務

受託者は、維持管理業務の対象となる施設について、適正な維持管理により要求水準を満足する施設の機能を維持し円滑に業務を行っていることを証明するために、施設機能報告書を作成すること。委託者は、受託者が作成した施設機能報告書をもとに、施設機能維持の状況を確認する。以下は施設機能確認の主な内容であるが、施設機能確認・診断手法及び報告書取りまとめの詳細は受託者の提案とする。

### (1) データ収集及び整理

受託者は、維持管理業務の対象となる施設について、保守点検業務（日常点検、定期点検他）、修繕業務及び事故、故障、劣化状況その他施設に関するデータについて整理し、電子データを提出すること。あわせて、委託者が使用する施設台帳システムへの入力を行うこと。なお、詳細については、委託者と受託者で協議する。

### (2) 現地確認

受託者は、日々の保守点検のなかで実施する現地確認では主要機器の劣化状況、設置状況について目視で確認するものとし、写真により外観の現状を記録し結果を整理すること。

### (3) 対象施設の性能評価と機能診断

受託者は、保守点検記録、設備台帳、補修履歴等、本委託における維持管理・運転管理対象施設にかかる資料等により、各機器の性能について評価し、機能面からの支障の有無を評価すること。

### (4) 施設機能報告書等の作成

受託者は、上記の作業結果を「施設機能報告書」としてとりまとめ、毎年度末に電子データで委託者へ提出するとともに、前年度の施設機能確認の結果から変化のあった項目について、印刷物でも提出すること。なお、最終年度末の報告書、又は委託者が報告書を要

求した場合には、受託者は速やかに報告書を電子データとともに印刷物でも提出すること。

## 7 管理棟他清掃業務

受託者は、浄化センター等の機能及び作業環境を良好に保つために、清掃作業を行うこと。対象とする施設は、次のとおりである。

- (1) 管理棟他建物
- (2) 水処理施設、汚泥処理施設
- (3) 浄化センター内道路（修景水路を含む）

## 8 植栽・樹木管理業務

受託者は、周辺環境との調和等を保つために、植栽・樹木管理を行うこと。除草、剪定、施肥、害虫防除、散水を適時実施すること。対象とする範囲は、別図のとおりである。

## 9 その他

受託者は、浄化センター内清掃（水路、水槽、覆蓋、管廊、排水溝、汚泥分配槽、スカムピット、電気室、水質試験室等含む。）、各種立会調整、処理水の再利用に関する業務、散気設備の洗浄、浚渫作業（産業廃棄物処理は除く。）、水中攪拌機の入替え等を行うこと。また、施設内における第三者に対しての事故等に対応できる第三者賠償保険等に加入すること。

別表 6 - 1

定期点検一覧表

別紙 6 の定期点検の参考として、これまで委託者が実施してきた点検概要を以下に示す。  
これらを参考に定期点検を実施するものとする。

1 水処理設備保守点検

(1) 対象設備

対象設備	東部浄化センター	西部浄化センター
汚水ポンプ	1号、2号、4号汚水ポンプ	1号、2号、3号、4号汚水ポンプ
送風機	1号、2号、4号、5号送風機	1号、2号、3号、4号、5号送風機
水中攪拌機	1号、2号ポンプ井攪拌機 流量調整池攪拌機（4台） 1系反応タンク攪拌機（4台） 2系反応タンク攪拌機（8台）	1号、2号ポンプ井攪拌機 1系反応タンク攪拌機（4台）

(2) 補足事項

令和 8 年度は 9 月 30 日までに委託者で対象設備の点検を 1 回行うため、必要に応じて 10 月から 3 月の間に定期点検を実施すること。

2 全室素全りん自動測定装置保守点検

(1) 対象設備

対象設備	東部浄化センター	西部浄化センター
全室素全りん自動測定装置	(株)島津製作所製 TNP-4200 型	(株)島津製作所製 TNP-4200 型

(2) 補足事項

令和 8 年度は委託者で点検を実施するため、受託者は令和 9 年度から定期点検を実施すること。  
ただし、別紙 15 に示す消耗品リストに含まれるものについては、令和 8 年度から受託者の負担とする。

3 排気ガス洗浄装置保守点検

(1) 対象設備

対象設備	東部浄化センター	西部浄化センター
排気ガス洗浄装置	(株)ダルトン製 DF-19ASK	(株)ダルトン製 DF-19SK-2100

(2) 補足事項

労働安全衛生法第 45 条により 1 年に 1 回の定期自主検査が義務付けられているため、令和 8 年度から実施すること。

#### 4 ガス検知器保守点検

##### (1) 対象設備

対象設備	東部浄化センター	西部浄化センター
複合型ガス検知器	新コスモス電機(株)製 XP-302M、XOS-2200	新コスモス電機(株)製 XP-302M、XOS-2200

##### (2) 補足事項

労働安全衛生法第65条に定められた作業環境測定用の機器であることを十分に認識し、令和8年度から点検を実施すること。

#### 5 電話交換機保守点検

##### (1) 対象設備

対象設備	東部浄化センター	西部浄化センター
電話交換機	(株)日立製作所製 MX900IP	沖電気工業(株)製 CrossCore2L
電話機	多機能電話機7台 一般電話機30台	多機能電話機8台 一般電話機33台
インターホン	—	正門インターホン

##### (2) 補足事項

保守点検に従事するものは、電気事業法第45条に規定する電気通信主任技術資格を有するものとする。

#### 6 その他

ここに示されていない設備についても受託者の判断で保安全管理を行うものとする。なお、監視制御設備の定期点検については委託者が実施するため、受託者は定期点検を実施する責を負わないが、定期点検以外の日常点検等は受託者が行うものとする。

別表 6 - 2

浄化センター自家用電気工作物保安管理業務

(目的)

第 1 条 本業務は、自家用電気工作物の保安管理業務に関する内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め業務の適正な履行の確保を図るためのものである。

(業務期間)

第 2 条 業務期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

(保安管理業務の対象)

第 3 条 保安管理業務の対象は、次表に掲げる電気工作物とする。

事業場の名称	東部浄化センター	西部浄化センター
事業場の所在地	尾張旭市下井町内 2 3 4 6 番地 6	尾張旭市庄中町一丁目 4 番地 6
需要設備	設備容量 9 0 0 k V A 受電電圧 6 , 6 0 0 V	設備容量 1 , 7 7 5 k V A 受電電圧 6 , 6 0 0 V
非常用予備発電機	ガスタービンエンジン 容量 500kVA 発電電圧 6, 600V	ガスタービンエンジン 容量 500kVA 発電電圧 6, 600V

(点検頻度及び内容)

第 4 条 前条第 1 項に定める受託者が定期的に行う点検内容及び点検の頻度は、次のとおりとする。

(1) 定期点検

ア 月次点検 (主として設備が運転中の状態において点検することをいう。)

需要設備 隔月 1 回以上

イ 年次点検 (主として停電を伴う点検をいう。)

令和 8 年度から令和 1 0 年度の毎年度 1 回

年次点検は 1 日のうちに終わらせること。また、停電作業について、午後 2 時から午後 4 時までの間の 2 時間以内とすること。

(2) 臨時点検 (事故発生時、又は委託者の要請により行う点検をいう。)

必要の都度

(監視装置)

第 5 条 受託者は、絶縁監視装置を委託場所に設置するとともに、常に正常に稼働するよう維持管理すること。

(経済産業局への申請及び届出)

第 6 条 受託者は、契約締結後速やかに、受託者の責任において手続書類を作成し、中部近畿産業保安監督部長宛に提出すること。

別表1 点検、測定及び試験の基準(案)

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備(二次変電設備)・受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験		○	○	
		継電器との結合動作試験			○	
		トリップ回路の導通試験		○		
		絶縁油酸価度試験			○	
		絶縁油破壊電圧試験			○	
		内部点検			○	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
母線、計器用変成器、断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○		
	絶縁油透明度チェック			○		
	絶縁油酸価度試験			○		
	絶縁油破壊電圧試験			○		
	内部点検			○		
	放電雑音チェック		○			
温度チェック	○	○	○			
受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電圧・電流測定	○	○	○		
	絶縁抵抗測定			○		
	継電器の動作試験			○		
	継電器との結合動作試験			○		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定			○		
構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電 気 工 作 物		点 検、測 定 及 び 試 験 項 目	月 次 点 検	年 次 点 検		臨 時 点 検
				(無 停 電)	(停 電)	
負 荷 設 備 ・ 受 変 電 設 備 (低 圧)	電 動 機、電 熱 器 電 気 溶 接 機 そ の 他 の 電 気 機 器 類 照 明 装 置 配 線 及 び 配 線 器 具 接 地 装 置 配 電 線 路 の 電 線 等 及 び 支 持 物 小 出 力 発 電 設 備	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
		温 度 チェック	○	○	○	
		漏 洩 電 流 測 定	○	○		
		絶 縁 監 視	○	○	○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガ ス ター ビ ン 及 び 附 属 装 置 内 燃 機 関 及 び 附 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
		起 動 試 験	○	○	○	
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
	遮 断 器 ・ 開 閉 器 そ の 他 の 電 気 機 器 類	受 電 設 備 と 同 じ				受 電 設 備 と 同 じ
	発 電 所	ガ ス ター ビ ン 及 び 附 属 装 置 内 燃 機 関 及 び 附 属 装 置	外 観 点 検	○		○
起 動 試 験			○		○	
発 電 装 置 及 び 附 属 装 置 太 陽 電 池 及 び 附 属 装 置 燃 料 電 池 及 び 附 属 装 置 接 地 装 置		外 観 点 検	○		○	必 要 の 都 度
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		接 地 抵 抗 測 定			○	
		単 独 運 転 検 出			○	
		発 電 状 況 確 認		○	○	
遮 断 器 ・ 開 閉 器 そ の 他 の 電 気 機 器		受 電 設 備 と 同 じ				受 電 設 備 と 同 じ

非常用自家発電設備保守点検業務

(概要)

第 1 条 本業務は、非常用自家発電設備保守点検を実施するものである。保守点検基準は、各設備等製作会社の保守点検基準に基づき実施することとする。

(業務期間)

第 2 条 業務期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとし、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの各年度下半期に実施する。

(対象設備)

第 3 条 対象設備は、次のとおりとする。

(1) 東部浄化センター

- ア ガスタービン機関：形式 AT900 出力 558 kW ヤンマーパワーテクノロジー(株)製
- イ 同期発電機：形式 EFOP-RD 仕様 500KVA 6600V (株)日立製作所製
- ウ その他自動電圧調整装置等付随設備

(2) 西部浄化センター

- ア ガスタービン機関：MGUN500 出力 478 kW 三菱重工業(株)製
- イ 同期発電機：形式 FSL-GJ-600 仕様 500KVA 6600V 神鋼電機(株)製
- ウ その他自動電圧調整装置等付随設備

## 消防用設備等保守点検業務

## (目的)

第1条 本業務は、消防用設備等保守点検を実施するものである。業務期間中に消防法第17条の3の3の規定による定期点検（機器点検及び総合点検）を行うこととする。

## (業務期間)

第2条 業務期間は、令和10年10月1日から令和11年9月30日までとする。

なお、令和8年10月1日から令和10年9月30日までは委託者で保守点検を実施する。

## (点検頻度)

第3条 点検の実施時期については以下のとおりとする。

ア 機器点検（2回/年）：6月、12月に実施

イ 総合点検（1回/年）：12月に実施

詳細は、以下の表のとおり。

番号	消防用設備等の種類	点検の内容及び時期			
		点検の種類	点検の時期	点検の種類	点検の時期
1	消火器	機器点検	6月・12月	総合点検	
2	屋内消火栓設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
3	粉末消火設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
4	自動火災報知設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
5	誘導灯及び誘導標識	機器点検	6月・12月	総合点検	
6	防火・排煙設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
7	ハロゲン化物消火設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
8	非常警報設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
9	非常電源用自家発設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
10	非常電源用受電設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月
11	非常電源用蓄電池設備	機器点検	6月・12月	総合点検	12月

## (対象設備)

第4条 対象設備は、次頁のとおりとする。

消防用設備設置数量表

番号	設備名	器具種別	東部	西部	計
1	消火器	A B C 粉末消火器	54	66	120
		二酸化炭素消火器	9	12	21
		計	64	78	142
2	大型消火器	消火器粉末 10 型	4	0	4
3	屋内消火栓設備	消火栓ポンプ	1	1	2
		消火栓	11	19	30
4	粉末消火設備	移動式 A B C 粉末消火器	4	1	5
5	自動火災報知設備	差動式スポット型感知器	8	26	34
		定温式スポット型感知器	99	11	110
		光電式スポット型感知器	70	134	204
		計	177	171	348
		地区音響装置(発信機)	11	31	42
6	誘導灯及び誘導標識	避難口(小型/C級)	25	54	79
		避難口(中型/B級)	4	2	6
		通路灯(小型/C級)	18	14	32
		通路灯(中型/B級)	3	72	75
		計	50	142	192
7	防火、排煙設備	防火扉	2	1	3
		防煙たれ壁	—	3	3
		防火ダンパー	3	—	3
		計	5	4	9
		光電式煙感知器	3	5	8
		熱感知器	2	—	2
		計	5	5	10
8	非常警報設備		1	—	1
9	非常電源用自家発電設備		1	1	2
10	非常電源用受電設備		1	1	2
11	非常電源用蓄電池設備		1	1	2

別表 6 - 5

クレーン保守点検業務

(目的)

第1条 本業務は、東部浄化センター及び西部浄化センターにおけるクレーン保守点検を実施するものである。クレーン等安全規則第34条に基づく定期自主検査及びその他必要と認められる事項の点検及び軽微な補修を実施するものとする。

(業務期間)

第2条 業務期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとし、令和8年度から令和10年度までの各年度の下半期に実施する。

(対象設備)

第3条 対象設備は、次のとおりとする。

(1) 東部浄化センター

種類及び型式	製作所	定格荷重	設置場所	台数
テルハ 1/2SH-BP	(株)日立製作所	0.5 t	屋外 (水中攪拌機吊揚げ用)	1
テルハ FMT-2AH	(株)神内製作所	2.0 t	溶解タンク室	1
テルハ 2MU-T23	(株)日立製作所	2.0 t	沈砂ホッパー室	1
※ジブクレーン 1/2SH-ET22	(株)日立製作所	0.5 t	屋外 (しきコンテナ用)	1

(2) 西部浄化センター

種類及び型式	製作所	定格荷重	設置場所	台数
テルハ DA-21379	象印	2.0 t	沈砂池機械棟 沈砂池機械室	1
テルハ DA-01247	象印	2.0 t	水処理棟 反応槽 (東)	1
テルハ DA-01148	象印	2.0 t	水処理棟 反応槽 (西)	1
※テルハ NHC500-BB	日本ホイスト(株)	0.5 t	沈砂池機械棟 沈砂池機械室	1
※テルハ GNN010T-H12L	(株)明電舎	1.0 t	沈砂池機械棟 薬品搬入室	1
※テルハ GNN010T-H06L	(株)明電舎	1.0 t	沈砂池機械棟 汚泥搬出室	1

※この設備は現在使用休止中のため、再使用する場合には使用前に保守点検を実施すること

別表 6 - 6

西部浄化センター昇降機保守点検業務

(目的)

第 1 条 本業務は、西部浄化センターにおける昇降機保守点検を実施するものである。

(業務期間)

第 2 条 業務期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

(対象設備)

第 3 条 対象設備は、次のとおりとする。

- (1) 昇降機 : 三菱電機(株)製ロープ式昇降機  
機種 : 交流グランディール昇降機  
制御方式 : V F E L
- (2) 仕様  
乗用・4 5 m/分・4 5 0 kg・4 stops  
(付加装置)  
地震時管制運転装置、停電時管制運転装置及び火災時管制運転装置

(保守点検内容)

第 4 条 保守点検の内容は、次のとおりとする。

- (1) 点検及び手入れ保全  
ア 定期的に計画的な点検及び手入れ保全作業(給油、調整、清掃等)を実施すること。  
イ 対象箇所及び内容は〈別表-I〉のとおりとする。
- (2) リモート点検  
ア 昇降機設備の運行状態を常時把握し、それに基づいて定期的に点検するものとする。また、項目及び内容は〈別表-II〉記載のとおりとする。  
イ 点検対象項目及び内容について、変調状態が生じた場合は、適切な処置をとること。
- (3) 異常監視について  
ア 昇降機設備について次の異常が発生した場合は、リモート点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置及び随時点検を行うこと。  
(ア) 閉込故障 (イ) 使用不能故障 (ウ) 着床不良  
(エ) 戸開閉不良 (オ) 制御盤停電 (カ) リモート点検装置停電  
(キ) 機械室温度異常  
イ 昇降機設備に異常が発生した場合は、かご内のインターホンにより、サービスセンター受信員が通話対応するとともに、必要な処置を行うこと。
- (4) 消耗部品の交換  
本仕様書に記載の作業に必要な部品のうち、〈別表-III〉記載の消耗部品については、適宜交換を行うこと。
- (5) メンテナンス修繕  
ア 昇降機設備の機能維持のため、機器の摩耗、劣化が認められた場合、又は予測される場合には、機器の構成部品の修理、取替えを行うこと。  
イ 修理、取替範囲は、〈別表-IV〉記載のとおりとする。

ウ このメンテナンス修繕は保守点検の一環として行う部品交換であるため、本委託業務でいう修繕にはあたらないため、受託者が負担するものとする。ただし別表-IVにある除外項目については、委託者が行う修繕に該当するため、受託者はその責を負わないものとする。

(6) 法定検査

1年に1回（1月）、昇降機設備の機能確認のため、建築基準法第12条に基づく法定検査を行うこと。

(7) 緊急時の対応

昇降機設備について故障等の通報があった場合には、速やかに適切な処置をとること。

(8) 維持管理のための情報提供

保守業務の遂行とともに、安全確保のための正しい利用方法等の情報を適宜提供すること。また、昇降機関連の法規改正等の情報についても適宜行うこと。

冷暖房設備冷媒漏洩点検業務

(目的)

第1条 本業務は、東部浄化センター及び西部浄化センターにおける冷暖房設備冷媒漏洩点検業務を実施するものである。業務期間中にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定による点検（簡易点検及び定期点検）を行うこととする。

(業務期間)

第2条 業務期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

(点検頻度)

第3条 点検の実施時期については以下のとおりとする。

- ア 簡易点検（3回/年）：6月、9月、2月に実施
- イ 定期点検（1回/年）：12月に実施

(機器仕様)

第4条 機器仕様は次頁のとおり。

# 浄化センター冷暖房設備一覧

## 東部浄化センター

系統		圧縮機					室内機		
記号	系統名	出力 [KW]	台数	設置場所	製造者	製品番号	台数	形状	設置場所
ACP-1-1	1階電気室	5.5	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	9XU02399	1	天吊形	機械棟 電気室
ACP-1-2	1階電気室	6.5	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	9XU02402	1	天吊形	機械棟 電気室
ACP-1-3	1階電気室	7.5	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	9XU02387	1	天吊形	機械棟 電気室
ACP-1-4	1階電気室	8.5	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	9XU2398	1	天吊形	機械棟 電気室
ACP-1	管理棟会議室	1.4+1.4	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	97U01429 97U01427	2	天井カセット形	管理棟 会議室
MA-1	管理棟事務室	6.7+6.7	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	97W00879 97W00880	9	天井カセット形	管理棟 事務室
MA-1	2階操作室	10.1+6.7	1	機械棟 屋上	三菱電機 (株)	9XW00983 9XW01525	5	天吊形	機械棟 操作室
ACP-1	電気室	2.5	2	水処理設備 屋外	三菱電機 (株)	E14300150GG E14300163GG	2	天吊形	水処理設備 電気室
ACP-4	作業員詰所	1	1	管理棟 屋外	三菱電機 (株)	1YU01612	1	壁掛形	作業員詰所
	脱水機操作室	0.7	1	機械棟 屋外	三菱電機 (株)	C006602	1	壁掛形	脱水機操作室
	仮眠室	0.83	1	機械棟 屋上	ダイキン工業株式会社	C006956	1	天井カセット形	仮眠室

機器名	圧縮機				
	出力 [KW]	台数	設置場所	製造者	製品番号
インキュベーター	0.3	1	水質試験室	ヤマト科学 (株)	61500891E
エアードライヤー	0.2	1	電動機室	SMC	P X 039 C

## 西部浄化センター

系統名		圧縮機					室内機		
記号	系統名	出力 [KW]	台数	設置場所	製造者	製品番号	台数	形状	設置場所
ACP-1	事務室	5.91	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	A72800156AP	4	天井カセット形	事務室
ACP-2	会議室	3.5+2.2	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	X22190096AG	2	天井カセット形	会議室
ACP-3	水質試験室	5.5+3.75	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	X36100520AG	5	天井カセット形	水質試験室
ACP-4	ホール	5.5+5.5	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	X45100426AG	4	天井埋め込みダクト形	ホール
ACP-5	管理制御室	5.5+4.0×4.0	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	X56100251ZG	4	天井カセット形	管理制御室
ACP-6	作業員控室	1.7	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	H63103388AG	1	天井カセット形	作業員控室
ACP-7	宿直室	1.1	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	H04102958AG	1	天井カセット形	宿直室
ACP-8	仮眠室	1.9	1	管理棟 2階	三菱重工業 (株)	H08200169AG	1	天井カセット形	仮眠室
ACP-1	沈砂池機械 棟控室	2.2	1	沈砂池機械棟 屋外	松下電器産業 (株)	205320-I112	1	天井カセット形	控室
ACP-1	電気室	4.6	2	水処理棟 屋外	三菱電機 (株)	7Z U01002 7Z U01004	2	天吊形	水処理棟電気室 (3)
AC-2	コントローラー室	4.6	1	管理棟 2階	三菱電機 (株)	15U00069	1	天吊形	コントローラー室

機器名	圧縮機				
	出力 [KW]	台数	設置場所	製造者	製品番号
インキュベーター	0.2	1	水質試験室	島津理化機器 (株)	
エアードライヤー	0.25	2	薬品投入室	(株) 日立製作所	G C-459 GA401676

## 地下重油タンク定期点検業務

## (目的)

第1条 本業務は、尾張旭市東部浄化センター及び西部浄化センターにおける地下重油タンク定期点検として漏洩検査を実施するものである。消防法第14条の3の2の規定に基づく定期点検の事項を満たすものとして実施することとする。

## (業務期間)

第2条 業務期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとし、漏洩検査は、令和8年度から令和10年度までの各年度10月に実施する。

## (点検対象)

第3条 点検対象は、地下重油タンク及び地下埋設配管及び附帯設備とする。  
施設詳細は、以下のとおり。

## 地下タンク等施設詳細

	東部浄化センター	西部浄化センター
タンク使用用途	自家発電設備用重油タンク	自家発電設備用重油タンク
タンク種類	SF二重殻鋼製	一重殻鋼製
タンク設置方法	タンク室	タンク室
タンク設置年月日	令和4年3月31日	平成12年10月19日
タンク有効容量	1,900L 2基	4,000L
タンク外面保護	さび止め+アスファルトルーフィング+ピッチ及びアスファルトプライマー	プライマー+エポキシ樹脂タール+ヘッシヤンクロス+エポキシ樹脂タール
配管材料	鋼管 (SGP)	鋼管 (SGP)
配管外面保護	ブロンアスファルト+ヘッシヤンクロス+ブロンアスファルト	さび止め塗装 (埋設部はスミコートPELポリエチレン被覆鋼管)

マンホールポンプ保守点検業務

(目的)

第 1 条 本業務は、狩宿マンホールポンプ、旭ヶ丘マンホールポンプ、東名西マンホールポンプ、庄南 1 号マンホールポンプ、庄南 2 号マンホールポンプ及び桜ヶ丘マンホールポンプのマンホールポンプ設備（制御盤を含む）の適正な履行の確保に関するものである。

(業務期間)

第 2 条 業務期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとし、保守点検は、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの各年度の下半期に実施する。

(対象設備)

第 3 条 対象設備は、次頁のとおり。

(実施内容)

第 4 条 業務の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象設備の保守点検整備及び消耗部品（定期交換部品）の取替えを実施する。
- (2) 本保守点検は、当該ポンプ 1 台ずつの施行とし、2 台同時施行は不可とする。
- (3) 保守点検基準は、各設備等製作会社の保守点検基準を原則とする。
- (4) 取替部品は、各設備等製作会社の純正品、又は指定品等を使用すること。

# マンホールポンプ仕様

1/2

		狩宿マンホールポンプ		旭ヶ丘マンホールポンプ		東名西マンホールポンプ	
ポンプ	台数	1台	1台	1台	1台	1台	1台
	ポンプNo	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2
	製作会社	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)
	型式	CNWX801	CNWX801	CNWX651	CNWX651	CNWX651	CNWX651
	口径	100mm	100mm	65mm	65mm	65mm	65mm
	全揚程	9.7m	9.7m	5m	5m	7.6m	7.6m
	吐出量	1.2m <sup>3</sup> /min	1.2m <sup>3</sup> /min	0.18m <sup>3</sup> /min	0.18m <sup>3</sup> /min	0.3m <sup>3</sup> /min	0.3m <sup>3</sup> /min
	製品重量	約130kg	約130kg	約66kg	約66kg	約66kg	約66kg
(電動機)	出力	5.5kW	5.5kW	1.5kW	1.5kW	1.5kW	1.5kW
	電圧	200V	200V	200V	200V	200V	200V
	定格電流	24.1A	24.1A	7.3A	7.3A	7.3A	7.3A
	絶縁階級	F種	F種	F種	F種	F種	F種
	極数	4P	4P	4P	4P	4P	4P
	起動方式	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動
	開始年月	平成24年2月	平成28年2月	平成28年2月	令和3年3月	平成25年2月	令和5年3月
水位計	型式	ML-122		ML-122		ML-122	
(付属品)		水位計、ボール弁、ボール式逆止弁、空気抜きボール弁、ポンプ吊上チェーン等					
制御盤	型式	屋外装柱型		屋外装柱型		屋外装柱型	
	数量	1面		1面		1面	
	開始年月	令和4年7月更新		令和5年6月更新		令和7年3月更新	
	付属品	自家発用端子及び切替器、遠方への通報装置（小松電機産業 SA210）等					

# マンホールポンプ仕様

2/2

		庄南1号マンホールポンプ		庄南2号マンホールポンプ		桜ヶ丘マンホールポンプ	
ポンプ	台数	1台	1台	1台	1台	1台	1台
	ポンプNo	No.1	No.2	No.1	No.2	No.1	No.2
	製作会社	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)	新明和工業(株)	㈱荏原製作所	㈱荏原製作所
	型式	CNWX651	CNWX651	CNWX651	CNWX651	65DML262.2A	65DML262.2A
	口径	65mm	65mm	65mm	65mm	65mm	65mm
	全揚程	12.7m	12.7m	8.5m	8.5m	10.7m	10.7m
	吐出量	0.27m <sup>3</sup> /min	0.27m <sup>3</sup> /min	0.16m <sup>3</sup> /min	0.16m <sup>3</sup> /min	0.41m <sup>3</sup> /min	0.41m <sup>3</sup> /min
	製品重量	約89kg	約89kg	約66kg	約66kg	約87kg	約95kg
(電動機)	出力	3.7kW	3.7kW	1.5kW	1.5kW	2.2kW	2.2kW
	電圧	200V	200V	200V	200V	200V	200V
	定格電流	16.4A	16.4A	7.3A	7.3A	9.6A	9.6A
	絶縁階級	F種	F種	F種	F種	F種	F種
	極数	4P	4P	4P	4P	4P	4P
	起動方式	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動	直入起動
	開始年月	平成24年2月	令和4年2月	平成24年2月	令和6年1月	平成29年1月	平成29年1月
水位計	型式	ML-122		ML-122		ML-122	
(付属品)		水位計、ボール弁、ボール式逆止弁、空気抜きボール弁、ポンプ吊上チェーン等					
制御盤	型式	電柱型鋼板製屋外用		屋外装柱型		屋外装柱型	
	数量	1面		1面		1面	
	開始年月	平成17年3月		平成21年11月		平成29年1月	
	付属品	自家発用端子及び切替器、遠方への通報装置(小松電機産業 SA210)等					

## 別紙7 リスク分担・責任分担

本業務におけるリスク分担及び責任分担の責任範囲は次のとおりとする。この分担表にない事項については、委託者、受託者協議の上処理するものとする。

### 1 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		委託者	受託者
契約締結	受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
法令等変更	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
	本業務のみではなく、広く一般に適用される法令等の変更		○
税制変更	本業務に関する税制変更（法人税除く）	○	
	法人税の変更		○
第三者賠償	委託者の指示、貸与品の性状など、委託者の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
	本業務を履行するに当たり、通常避けることができない騒音、振動、悪臭等により第三者に与えた損害	○	
	受託者の行う業務の不備により第三者に与えた損害		○
物価の変動	契約締結後のインフレーション、デフレーション	○	
	上記以外の物価変動		○
環境保全	受託者が行う業務に起因する環境問題（放流先水質の悪化、騒音、振動、悪臭等）		○
	上記以外のもの	○	
委託業務中止・延期	委託者の指示によるもの	○	
	委託者の債務不履行によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理等の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
住民対応	行政サービスに関わる住民苦情、要望に関するもの	○	
	上記以外		○
不可抗力	自然災害、暴動等による契約の中止・変更、施設損壊	○	
性能事項の達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
	不可抗力による要求水準の未達成（悪水排水含む。）	○	
計画変更	基本計画、事業計画変更による委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	

業務実施計画書記載事項の履行	業務実施計画書の不履行		○
施設の損傷	経年劣化等による施設の損傷（自家用電気工作物で1件当たり10万円（税込）以下のもの）		○
	上記以外の経年劣化等による施設の損傷	○	
	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
市貸与品の損傷	市が受託者へ貸与した備品等の破損や損失		○

## 2 責任分担表

責任分担事項	責任分担の内容	負担者	
		委託者	受託者
運転監視業務	浄化センター等の運転監視及び操作の実施		○
	改善通告	○	
保全管理業務	浄化センターの改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
	浄化センター施設、設備の点検業務（外部委託を含む）		○
	上記点検業務のうち監視制御設備の定期点検業務	○	
	浄化センター施設、設備の機能維持に要する部品、その他消耗品類の調達・管理		○
	施設清掃業務の実施		○
	指定範囲内の植栽管理業務の実施		○
環境計測業務	施設警備業務の実施		○
	浄化センターの運転管理上の水質分析の実施		○
	浄化センターの法定水質分析の実施		○
	水質分析に関する試薬、器具その他消耗品の管理・調達の実施		○
	悪臭、騒音、振動等その他周辺環境保全のための測定の実施		○
	環境計測機器の校正、精度管理		○
	クロスチェック、モニタリングによる水質測定	○	
	水質汚濁負荷量の測定、記録、保存		○
水質汚濁負荷量システムへの入力		○	
汚泥処理業務	脱水機運転、薬注、含水率管理		○
	廃棄物含有成分の分析		○
	汚泥処分業者及び運搬業者との契約、費用支払	○	
	県外産業廃棄物搬入届出	○	
	汚泥搬出の配車依頼、変更調整		○

	汚泥搬出の際の電子マニフェスト予約・登録・発行		○
	汚泥の搬出車両への積み込み		○
	汚泥処分状況の確認、処分量最終調整	○	
消防設備等 管理業務	R10.9までの消防設備等点検業務	○	
	R10.10以降の消防設備等点検業務		○
	消防設備等点検結果報告書の消防署への報告	○	
	施設内消火器、消防用ホースの管理・調達		○
修繕業務	自家用電気工作物の修繕（1件10万円（税込）、年額40万円（税込）以下の修繕）		○
	上記以外の修繕業務	○	
ユーティリ ティー	別紙15、21に示すユーティリティーの調達及び管 理事務の実施		○
	薬品類搬入時の立会い		○
	電力調達の実施	○	
文書管理	下水道施設に関する図書類の変更・廃棄	○	
	運転、水質、点検その他データの記録と保管		○
物品管理	委託者が貸与した物品、備品の管理		○
	委託者が保有する物品、備品の管理（貸与品を除く）	○	
鍵管理	施設に関する鍵の管理	○	
危険物管理	施設内に保管する危険物の管理業務		○
各種計画管 理	下水道基本計画策定	○	
	下水道事業管理計画策定	○	
	下水道ストックマネジメント計画策定	○	
	化学物質管理計画策定	○	
	浄化センターBCP策定	○	○
届出管理	PRT法に基づく届出	○	
	産業廃棄物処理計画、実績報告	○	
	公害防止担当者届出	○	
	電気主任技術者選任届		○
	水質汚濁防止法に基づく特定施設届出	○	
	水質汚濁負荷量システムに関する覚書	○	
	地下水揚水量報告書届出	○	
	県民の生活環境の保全等に関する条例関係届出	○	
	騒音規制法、振動規制法関係届出	○	
	消防法関係届出	○	
施設台帳シ ステム	設備台帳システム利用契約	○	
	設備保全情報、故障情報の入力		○
	入力された設備保全情報、故障情報の確認	○	
	修繕、工事情報の入力	○	

見学者対応	施設見学者への説明対応	○	
	施設見学の補助		○
危機管理対応	初期対応、委託者及び関係機関への連絡		○
	受託者の責に帰するときの本格復旧		○
	上記以外の本格復旧	○	
	緊急事態における業務指示、命令文書	○	

## 別紙8 実施体制・有資格者要件

### 1 業務の実施体制

本業務の対象の下水道施設は24時間連続運転の設備であるため、運転操作及び監視業務は通年通日作業とし、保守点検、水質試験及び管理業務は、原則として委託者の職員が勤務する平日の昼間作業とする。ただし、脱水汚泥処理や機器の切替操作等の運転管理上必要のある作業については平日以外に行うものとする。

東部浄化センターは夜間宿直、休日昼間は日直体制を原則とする。西部浄化センターは夜間及び休日は非常通報装置による監視のため無人対応を可能とするが、受託者は緊急対応できるように対応可能な体制を整えること。また、東部浄化センターにおいても非常通報装置等の導入により夜間宿直を廃止する場合には、委託者と協議の上西部浄化センターと同様の体制を確保すること。

なお、本別紙における休日は日曜及び祝日等をいい、土曜日は平日以外に実施する運転管理上必要な作業を行う日として取り扱う。

### 2 基本要件

- (1) 受託者は業務を適切に実施するため、適切かつ必要な人員及び有資格者を確保し、配置する。
- (2) 無人時間帯における警報対応は、別紙17に基づき、遠隔確認から出動判断及び現地への出動を基本とする。
- (3) 東部浄化センターは夜間休日が宿直者及び日直者のみの体制であるため、受変電故障及び水処理故障（重故障）等、単独での対応が困難な事象が想定される。受託者は自宅待機者または社内待機者による応援出動体制を確保し、応援出勤の要否及び到着目標時間等は別紙17に定めるところによる。
- (4) 受託者は、業務従事者を変更する場合、委託者に事前通知を行い、適正に業務遂行できるように教育した上で配置する。
- (5) 委託者は、業務従事者が業務の実施上著しく不適格と認めた場合、受託者にその理由を明示し必要な処置を求めることができる。その際、受託者は業務に支障がないよう速やかに対処する。

### 3 有資格者等

- (1) 受託者は、法令、メーカー指定、設備の特性等に応じ、業務を適切に実施するために表8-1に示す必要な有資格者又は同等の知識及び経験を有する者を確保する。
- (2) 受託者は、契約開始前に有資格者等の名簿（資格の種別、保有者、従事可能業務）を提出し、変更時は速やかに更新する。
- (3) 有資格作業が必要な業務は、当該資格者が実施または監督すること（外部委託を含む場合も同様）。
- (4) 資格の同等性判断や適用範囲の解釈が必要な場合は、事前に委託者と協議する。

表 8-1 有資格者一覧表

区分	必要要件	対象業務	代替要件	提出物
総括責任者	下水道法施行令第15条の3に規定する下水道維持管理有資格者に該当する者	業務全体の責任者として、総括の職務に当たり従業員を指揮及び監督	同等経験（下水処理場運転経験10年以上）	資格証写し
副総括責任者	総括責任者に準ずる知識・経験を有する者	総括責任者の補佐及び総括責任者不在時の代行	同等経験（下水処理場運転経験5年以上）	経歴書
電気主任技術者※	第三種電気主任技術者以上の免状を有する者	自家用電気工作物に関わる保安監督業務		資格証写し
危険物取扱	危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）	重油等危険物の取扱、作業立会、漏洩対応		資格証写し
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸素欠乏危険個所作業時の指揮、測定、監視		技能講習修了証写し
玉掛け作業	玉掛技能講習修了者	機器搬出入等（安全措置）		技能講習修了証写し

※電気主任技術者は受託者を自家用電気工作物の「みなし設置者」として保安管理業務を外部委託することを認めるものとする

## 別紙9 要求水準を満たしていない場合の対応

### 1 放流水質に関する要求水準未達の場合

処理水の水質について、受託者の自主採水の結果又は計量証明等により別紙5に示す放流水質に関する基準を達成できないことが判明した場合は、以下のような手続きをとる。

#### (1) 管理基準Ⅰ又は法定基準Ⅰの未達の場合（各回測定値）

##### (ア) 第1段階：未達の確認、報告、通知及び追加の環境計測

- ① 受託者は、環境計測により、各回の放流水質測定値が管理基準Ⅰ又は法定基準Ⅰを達成していないことを把握した場合、速やかに委託者に報告し、追加の環境計測を実施する。
- ② 委託者は、法定検査、契約書第23条第1項の検査等により管理基準Ⅰ又は法定基準Ⅰを達成していないことを把握した場合、速やかに受託者に通知し、受託者は追加の環境計測を実施する。

##### (イ) 第2段階：改善計画書の提出

- ① 管理基準Ⅰを達成していない場合には、受託者は速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ② 法定基準Ⅰを達成していない場合には、委託者の指導・監督に従い、受託者は、速やかに法定基準Ⅰ未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ③ 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- ④ 受託者は、追加の環境計測において、改善措置の効果を確認し管理基準Ⅰを達成できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。
- ⑤ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、流入水が流入基準を満たさない場合等やむを得ない事態による場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成、改善措置の実施にかかる費用を委託者に請求することができる。

##### (ウ) 第3段階：委託料の減額

- ① 流入水が原因である場合等やむを得ない事態による場合を除き、別紙19のとおり委託料を減額する。

##### (エ) 第4段階：契約解除、違約金

- ① 流入水が原因である場合等やむを得ない事態による場合を除き、法定基準Ⅰを達成できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続するとき、又は改善計画書が速やかに提出

されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、委託者は、本契約を解除することができる。この場合、受託者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

(2) 管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱの未達の場合（日最大負荷量）

(ア) 第1段階：未達の確認・報告、通知及び追加の環境計測

- ① 受託者は、環境計測により、日最大負荷量の値において管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱの未達が生じたとき、又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

(イ) 第2段階：改善計画書の提出

- ① 管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱの未達が生じたとき、又は生じるおそれがあると認められる場合には、委託者の指導・監督に従い、受託者は、速やかに管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱの未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ② 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- ③ 受託者は、改善措置の効果を確認し、管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。
- ④ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、流入水が流入基準を満たさない場合等やむを得ない事態による場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成、改善措置の実施にかかる費用を委託者に請求することができる。

(ウ) 第3段階：委託料の減額

- ① 流入水が原因である場合等やむを得ない事態による場合を除き、別紙19のとおり委託料を減額する。

(エ) 第4段階：契約解除、違約金

- ① 流入水が原因である場合等やむを得ない事態による場合を除き、管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続するとき、又は改善計画書が速やかに提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、委託者は、本契約を解除することができる。この場合、受託者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

## 2 汚泥処理に関する要求水準未達の場合

脱水汚泥の含水率が、別紙5に示す要求水準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

(1) 第1段階：未達の確認、報告

(ア) 受託者は、汚泥含水率分析により要求水準を満たしていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2) 第2段階：改善計画書の提出

(ア) 要求水準を満たしていない場合には、受託者は速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。

(イ) 受託者は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、要求水準を達成できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

(ウ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由による場合は、受託者が原因究明、改善計画書の作成、改善措置の実施にかかる費用を委託者に請求することができる。

(3) 第3段階：委託料の減額

(ア) 委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由による場合を除き、別紙19のとおり委託料を減額する。

(4) 第4段階：契約解除、違約金

(ア) 委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由による場合を除き、要求水準を達成できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続するとき、又は改善計画書が速やかに提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、委託者は、本契約を解除することができる。この場合、受託者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

## 別紙10 提出物の内容等

### 1 提出方法基本事項

- (1) 提出物は、施設別（東部、西部）に区分できるものは区分して提出する。
- (2) 提出媒体（電子／紙）、提出先、提出方法（メール、共有フォルダ等）は、委託者の指定に従う。
- (3) 電子データ提出時は、提出前にウイルスチェックを実施する。
- (4) 提出期限が休日等に当たる場合の扱いは、その翌日（開庁日）をもって期限とする。

### 2 提出物一覧

提出物の詳細な様式は別紙13等に定めるもののほか、本別紙の要点に従う。

#### (1) 業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
着手届	1部	令和8年9月17日までに提出する。
業務責任者選任届	1部	令和8年9月17日までに提出する。 総括責任者及び副総括責任者を東部浄化センター及び西部浄化センターに各1名それぞれ選任する。
維持管理実施計画書	1部	令和8年9月17日までに提出する。 記載内容は別紙3に示す。変更時は都度速やかに提出する。
法定資格者選任届	1部	令和8年9月17日までに提出する。変更時は都度速やかに提出する。資格証の写しを添付する。
組織体制表	1部	令和8年9月17日までに提出する。変更時は都度速やかに提出する。
緊急連絡体制表	1部	令和8年9月17日までに提出する。変更時は都度速やかに提出する。
各種保険の写し	1部	令和8年9月17日までに提出する。変更時は都度速やかに提出する。
市有物品貸付申請書	1部	市有物品を借り受ける場合は提出する。変更時は都度速やかに提出する。
鍵借用願	1部	令和8年9月17日までに提出する。変更時は都度速やかに提出する。
再委託届願申請書	1部	業務の一部を再委託する場合は提出する。変更時はその都度速やかに提出する。
施設機能報告書 確認書	1部	契約締結後、1か月以内に提出する。

		委託者の作成した施設機能報告書と設備等の状態について差異を確認したもの
施設改良等実施計画書	別紙20	着手前（承認前）
施設改良等実施報告書	別紙20	完了後速やかに

(2) 運営期間中の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載内容
年間維持管理実施計画書	1部	各年度の業務開始日の14日前までに提出する。 記載内容は別紙3に示す。計画書を変更する場合は委託者に申し出て、変更計画書を提出する。
月間維持管理実施計画書	1部	各月の業務開始日の5日前までに提出する。 記載内容は別紙3に示す。
業務打合せ簿	1部	必要に応じて提出する。（随時）
各種届出の写し	1部	必要に応じて提出する。（随時）
業務完了報告書	1部	当該月分を翌月10日までに提出する。ただし3月分は3月31日に提出する。
年度業務完了届	1部	当該年度の3月31日に提出する。
施設機能報告書	1部	当該年度の3月31日に提出する。

(3) 下水道事業関連業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
運転日報	1部	当該日分を翌日10時までに提出する。
運転月報	1部	当該月分を翌月10日までに提出する。
運転年報	1部	当該年度分を翌年度4月10日までに提出する。ただし、業務期間の最終年度は9月30日までに提出する。
改善計画書	1部	要求水準未達が判明次第速やかに提出する。
施設改良等実施計画書	1部	施設改良を実施する1か月前までに委託者へ提出する。
施設改良等実施報告書	1部	工事終了の翌日から10日以内に提出する
緊急対応報告書	1部	都度速やかに提出する。
故障報告書	1部	都度速やかに提出する。

(4) ユーティリティー（水道、ガス、薬品類）の調達及び管理業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
SDS（安全データシート）	1部	薬品納入業者決定後、2週間以内に提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
納品結果報告	1部	当該月分の運転月報として提出する。 記載事項は下記のとおりとする。 ① 調達数量一覧表及び年間実績集計表 ② 納品書又は請求明細書の写し（調達した物品の量と納入日が確認できるもの）

(5) 個別業務委託における提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
個別業務実施計画書	1部	契約の前2週間以内に提出する。 再委託先及び業務内容が分かるもの
業務完了届	1部	当該年度分の業務完了から2週間以内に提出する。 業務名、請負代金等が分かるもの
業務実施報告書	1部	当該年度分の業務完了から2週間以内に提出する。ただし、毎月実施する業務については当該月の報告書として運転月報とともに随時提出する。 業務内容に関するもの
業務実施写真	1部	当該年度分の業務完了から2週間以内に提出する。ただし、毎月実施する業務については当該月の報告書として運転月報とともに随時提出する。 業務の実施状況が分かるもの
その他	1部	委託者より提出を求められたとき。 作業日報、有資格者の写し、その他業務に必要な書類

(6) 自家用電気工作物における修繕業務（1件10万円（税込）以下のもの）の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
業務打合せ簿	1部	・修繕業務発注までに提出する。 ・修繕履歴一覧表を添付する。
修繕見積書（写）	1部	・業務打合せ簿と併せて提出する。
業務報告書	1部	・修繕業務終了後、その都度提出する。 ・修繕写真

		・ 図面、関連書類
--	--	-----------

(7) 業務完了時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
完了届	1部	業務期間満了時に提出する。
施設機能報告書	1部	業務期間満了3週間前までに提出する。 内容は別紙6のとおり
業務完了報告書	1部	業務期間満了時に提出する。 全業務期間の履行が確認できる資料。
引継計画書	1部	業務期間満了3か月前までに提出する。

## 別紙 1 1 引継ぎに関する事項

引継期間における具体的な内容及び実施方法は次のとおりとする。なお、引継期間において、受託者が実施する内容及び方法に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

### 1 引継計画

#### (1) 引継方法

(ア) 引継期間における引継ぎは受託者の負担により委託者及び次期受託者に実施する。

(イ) 受託者は業務着手前に、前期受託者又は委託者より業務に係る引継ぎを受ける。

#### (2) 引継計画

(ア) 受託者は業務開始後可能な限り速やかに運転管理を引き継ぐための事項を整理し、内容を記録する。

(イ) 受託者は業務期間満了3か月前までに、業務の引継ぎに係る引継計画書を、委託者に提出する。

(ウ) 委託者は、受託者が提出した引継計画書について14日以内に検討・協議し実施内容を決定する。

(エ) 引継計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知する。

### 2 引継内容

#### (1) 下水道施設の特性

(ア) 設備台帳や完成図書及び現地確認による下水道施設の位置

(イ) 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置

(ウ) 保管情報の運用方法について

(エ) 施設特有の特性、固有の情報

(オ) その他委託者又は受託者が必要とする情報

#### (2) 業務実施に関する書類の作成方法

(ア) 業務計画書の作成方法

(イ) 業務報告書の作成方法

(ウ) 緊急対応に関するマニュアルの作成方法

(エ) その他委託者又は受託者が必要とする事項

#### (3) 運転維持管理計画に関する事項

- (ア) 水質管理方法
- (イ) 通常時の運転方法
- (ウ) 非常時の運転方法
- (エ) 施設特有の運転方法
- (4) 保全管理計画に関する事項
  - (ア) 通常時の保全方法
  - (イ) 異常時の保全方法
- (5) 事務関連に関する事項
  - (ア) 受託者の提案に基づき、業務遂行のために何らかの造作物を設置した場合は、その取扱い（継続設置及び撤去）について委託者と協議し、決定する。
  - (イ) 受託者が業務遂行の目的で作成した簿冊及びデータは、全て委託者に引き渡す。
  - (ウ) 双方が貸与している資料は運営期間内に返却する。
  - (エ) 各項目の業務引継に要する費用は、受託者の負担を原則とする。

### 3 その他

受託者は下水道事業が業務期間内外に関わらず、継続して運営できるよう誠意をもって取り組む。

引継ぎの実施にて疑義が生じた場合は、委託者及び受託者は誠意を持ってこれを解決する。また、引継期間以降についても受託者は、次期受託者が確認したい事項が生じた場合にも同様とする。

委託者は、本業務の終了に際して、運転管理業務の委託に係る次の受託者選定を行う場合、引継計画書及び受託者から提出された報告書等を公開することができるものとする。

## 別紙 1 2 環境計測業務

受託者は、要求水準書、契約書及び関係法令等に基づき、本業務の履行に必要な環境計測業務を適切に実施し、その結果を委託者に報告するものとする。環境計測業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は別紙 5 に規定された要求水準（法定基準Ⅰ及び管理基準Ⅰ）を満たしているかを確認するため、あるいは日常的な運転管理のために別表 1 2 - 1 から別表 1 2 - 4 に示す環境計測を行う。また、環境計測を行った日時、箇所、分析結果については、これを記録し、委託者に報告するとともに、5 年間保存する。
- (2) 受託者は別紙 5 に規定された要求水準（法定基準Ⅱ及び管理基準Ⅱ）を満たしているかを確認するために、委託者が設置している UV 計及び全窒素全りん自動測定装置による濃度と放流流量の積算により汚濁負荷量の測定を行う。なお、UV 計及び全窒素全りん自動測定装置については年 1 回相関調査を実施し、測定精度の維持管理を行うこと。
- (3) 悪臭の発生その他環境影響に関する法令等の基準を満たしているかを確認するため、別表 1 2 - 5 から別表 1 2 - 6 に示す環境計測を行う。また、環境計測を行った日時、箇所、分析結果については、これを記録し、委託者に報告するとともに、5 年間保存する。
- (4) 環境計測は、法令等、日本産業規格（J I S）及び公益社団法人日本下水道協会制定の「下水試験方法」並びに「下水道施設維持管理指針」に基づき実施する。なお、別表 1 2 - 2 から別表 1 2 - 6 の環境計測については、計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業所にて実施する。

別表12-1 日常試験

(1) 東部浄化センター

日常試験 (平日(月～金)、毎日実施)

測定項目		東部浄化センター								
		流入水	最初沈殿池	最終沈殿池		放流水	反応槽		反応槽	
				1系	2系		1系		2系	
							2槽目	4槽目	2槽目	4槽目
1	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	透視度	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	pH(水素イオン濃度)	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	SS(浮遊物質)	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	COD(化学的酸素要求量)	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	DO(溶存酸素)		○	○	○	○	○	○	○	
7	残留塩素				○					
8	MLSS					○	○	○	○	
9	SV					○	○	○	○	
10	SVI					○	○	○	○	
11	汚泥界面			○	○					

精密試験（週一回）

測定項目		東部浄化センター				
		流入水	最初沈殿池	最終沈殿池		放流水
				1系	2系	
1	BOD（生物的酸素要求量）	○	○	○	○	○
2	C-BOD			○	○	○
3	アンモニア性窒素	○	○	○	○	○
4	亜硝酸性窒素			○	○	○
5	硝酸性窒素			○	○	○
6	有機体窒素	○	○	○	○	○
7	全窒素	○	○	○	○	○
8	全リン	○	○	○	○	○
9	大腸菌数	○		○	○	○
10	蒸発残留物	○	○	○	○	○
11	アルカリ度	○	○	○	○	○

汚泥精密試験（週一回） ※は日常試験と重複

測定項目		東部浄化センター							
		反応槽	反応槽	反応槽	反応槽	1系	2系	1号・2号 造粒槽 脱離液	1号・2号 脱水機 脱離液
		1系		2系		返送汚泥			
		1槽目	4槽目	1槽目	4槽目				
1	SV					○	○		
2	SVI					○	○		
3	MLSS	○	※	○	※	○	○	○	○
4	アルカリ度	○	○	○	○				
5	溶解性リン					○	○	○	○
6	アンモニア性窒素		○		○				
7	亜硝酸性窒素		○		○				
8	硝酸性窒素		○		○				
9	水温	○	○	○	○				
10	pH	○	※	○	※	○	○	○	

(2) 西部浄化センター  
 日常試験 (平日(月～金)、毎日実施)

測定項目		西部浄化センター									
		流入水	最初沈殿池	最終沈殿池		放流水	反応槽				
				1系			2系				
				1槽目	2槽目		1槽目	4槽目	6槽目		
1	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	透視度	○	○	○	○						
3	pH (水素イオン濃度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	SS (浮遊物質)	○	○	○	○						
5	COD (化学的酸素要求量)	○	○	○	○						
6	DO (溶存酸素)		○	○	○	○	○	○	○	○	
7	残留塩素					○					
8	MLSS						○			○	
9	SV						○			○	
10	SVI						○			○	
11	ORP						○		○		

精密試験（週一回）

測定項目		西部浄化センター				
		流入水	最初沈殿池	最終沈殿池		放流水
				1系	2系	
1	BOD（生物的酸素要求量）	○	○	○	○	○
2	C-BOD			○	○	○
3	アンモニア性窒素	○	○	○	○	○
4	亜硝酸性窒素			○	○	○
5	硝酸性窒素			○	○	○
6	有機体窒素	○	○	○	○	○
7	全窒素	○	○	○	○	○
8	全リン	○	○	○	○	○
9	大腸菌数	○		○	○	○
10	蒸発残留物	○	○	○	○	○
11	アルカリ度	○	○	○	○	○

汚泥精密試験（週一回） ※は日常試験と重複

測定項目		西部浄化センター									
		反応槽					返送汚泥		造粒槽 脱離液	脱水機 脱離液	
		1系		2系			1系	2系		2号	3号
		1槽目	4槽目	1槽目	4槽目	6槽目					
1	SV		※			※	○	○			
2	SVI		※			※	○	○			
3	MLSS	○	※	○	○	※	○	○	○	○	○
4	アルカリ度	○	○	○	○	○	○	○			
5	溶解性リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	亜硝酸性窒素		○			○					
7	硝酸性窒素		○			○					
8	pH	※	※	※	※	※	○	○			

## 定期水質検査内訳表(各浄化センター共通)

水質測定項目	測定回数				合計検体数
	流入水	放流水	1系終沈流出水	2系終沈流出水	
pH (水素イオン濃度)	1	24	24	24	73
BOD (生物学的酸素要求量)	1	24	24	24	73
COD (化学的酸素要求量)	1	24	24	24	73
SS (浮遊物質)	1	24	24	24	73
n-ヘキサン抽出物質	1	24			25
フェノール類含有量	1	12			13
銅含有量	1	12			13
亜鉛含有量	1	12			13
溶解性鉄含有量	1	12			13
溶解性マンガン含有量	1	12			13
全クロム	1	2			3
大腸菌数	1	24			25
全窒素	1	24	24	24	73
全りん	1	24	24	24	73
りん酸イオン態りん	1	12	12	12	37
カドミウム及びその化合物	1	2			3
シアン化合物	1	2			3
有機りん化合物	1	2			3
鉛及びその化合物	1	2			3
六価クロム化合物	1	2			3
ひ素及びその化合物	1	2			3
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1	2			3
アルキル水銀化合物	1	2			3
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	1	2			3
トリクロロエチレン	1	2			3
テトラクロロエチレン	1	2			3
ジクロロメタン	1	2			3
四塩化炭素	1	2			3
1,2-ジクロロエタン	1	2			3
1,1-ジクロロエチレン	1	2			3
シス1,2-ジクロロエチレン	1	2			3
1,1,1-トリクロロエタン	1	2			3
1,1,2-トリクロロエタン	1	2			3
1,3-ジクロロプロペン	1	2			3
チウラム	1	2			3
シマジン	1	2			3
チオベンカルブ	1	2			3
ベンゼン	1	2			3
セレン	1	2			3
ほう素及びその化合物	1	2			3
ふっ素及びその化合物	1	2			3
アンモニア性窒素	1	12	12	12	37
亜硝酸性窒素	1	12	12	12	37
硝酸性窒素	1	12	12	12	37
有機体窒素	1	12	12	12	37
*アンモニア性窒素等含有量	1	12			13
陰イオン界面活性剤	1	12			13
ニッケル	1	2			3
1,4-ジオキサン	1	2			3
メチルメルカプタン	1	1			2
硫化水素	1	1			2
硫化メチル	1	1			2
二硫化メチル	1	1			2
ダイオキシン類	1	1			2

※アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

- 1 定期水質検査のうち測定回数が24回のは毎月2回(第1週と第3週)、12回のは毎月1回(第1週)、2回のは8月及び2月(第1週)、1回のは8月(第1週)に採水を行うものとする。ただし、ダイオキシン類については9月に採水を行うものとする。
- 2 採水時間は午前8時30分から午前10時の間とする。
- 3 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。

別表 1 2-3 定期水質検査

通日試験水質検査内訳表（各浄化センター共通）

水 質 測 定 項 目	測定回数				合計検体数
	流入水	初沈流出水	※終沈流出水	放流水	
pH（水素イオン濃度）	48	12	48	48	156
BOD（生物化学的酸素要求量）	48	12	48	48	156
COD（化学的酸素要求量）	48	12	48	48	156
SS（浮遊物質）	48	12	48	48	156
n-ヘキサン抽出物質	24				24
全窒素	48	12	48	48	156
全りん	48	12	48	48	156
アンモニア性窒素	48	12	48	48	156
硝酸性窒素			48	48	96

※最終沈殿池採水箇所は東部浄化センターは1系、西部浄化センターは2系で採水すること

- 1 通日試験のうち測定回数が48回のは5、8、11、2月に、12回のは8月に採水するものとする。なお、採水時間は午前10時から翌日午前10時までの24時間について、2時間毎に自動採水器にて行うこと。なお、ノルマルヘキサンについては1業務につき6回の採水とする。
- 2 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。

別表 1 2-4 汚泥成分試験  
(1) 汚泥廃棄物関係

汚泥成分試験内訳表(各浄化センター共通)

汚泥成分測定項目	測定回数				合計検体数
	脱水汚泥溶出	脱水汚泥成分	し渣・沈砂溶出	し渣・沈砂成分	
アルキル水銀化合物	3	1	1	1	6
水銀又はその化合物	3	1	1	1	6
カドミウム又はその化合物	3	1	1	1	6
鉛又はその化合物	3	1	1	1	6
有機りん化合物	3	1	1	1	6
六価クロム又はその化合物	3	1	1	1	6
ひ素又はその化合物	3	1	1	1	6
シアン化合物	3		1		4
P C B	3		1		4
トリクロロエチレン	3		1		4
テトラクロロエチレン	3		1		4
ジクロロメタン	3		1		4
四塩化炭素	3		1		4
1,2-ジクロロエタン	3		1		4
1,1-ジクロロエチレン	3		1		4
シス-1,2-ジクロロエチレン	3		1		4
1,1,1-トリクロロエタン	3		1		4
1,1,2-トリクロロエタン	3		1		4
1,3-ジクロロプロペン	3		1		4
チウラム	3		1		4
シマジン	3		1		4
チオベンカルブ	3		1		4
ベンゼン	3		1		4
セレン又はその化合物	3		1		4
銅又はその化合物	3	1	1	1	6
亜鉛又はその化合物	3	1	1	1	6
ふっ化物	3		1		4
ほう素	3		1		4
ベリリウム又はその化合物	3		1		4
クロム又はその化合物	3		1		4
ニッケル又はその化合物	3		1		4
バナジウム又はその化合物	3		1		4
フェノール類	3		1		4
1,4-ジオキサン	3		1		4
含水率	3		1		4
強熱減量	3		1		4
水素イオン濃度	3		1		4
ノルマルヘキサン抽出物質	3		1		4
鉄又はその化合物		1			1
全塩素分		1			1
ダイオキシン類	1				1

- 1 汚泥成分試験のうち測定回数3回のは6月、9月、1月に採泥を行うものとする。1回のは9月に採泥を行うものとする。ただし、ダイオキシン類については9月に採泥を行うものとする。
- 2 採泥時間は脱水機運転中の時間帯とする。ただし、し渣・沈砂については搬出時に採泥するものとする。
- 3 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。
- 4 表中溶出は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）（改正令和7年7月28日環境省告示第63号）」に基づく試験、表中成分は「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」に基づく試験及びダイオキシン類は「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月厚生省告示第192号）（改正令和7年7月28日環境省告示第63号）」に基づく試験を行うものとする。

(2) 資源化成分関係

資源化成分試験内訳表(各浄化センター共通)

汚泥成分測定項目	測定回数	合計検体数
	脱水汚泥	
石灰 (CaO)	1	1
加里 (K <sub>2</sub> O)	1	1
苦土 (MgO)	1	1
窒素	1	1
リン酸 (P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )	1	1
硫黄分 (S O <sub>3</sub> )	1	1
亜鉛	1	1
銅	1	1
酸化アルミニウム	1	1
ケイ素	1	1
発熱量	1	1

- 1 資源化成分試験の採泥は汚泥成分試験と同時に9月に行うものとする。試料については脱水汚泥とし、汚泥成分試験で採泥した試料を用いること。
- 2 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。なお、測定は、硫黄分及び発熱量を除き、肥料分析法に基づく方法とすること。

別表 1 2-5 悪臭物質分析  
 (1) 東部浄化センター

悪臭物質分析内訳表

悪臭物質測定項目	測定回数				合計検体数
	1系水処理系出口	2系水処理系出口	汚泥処理系出口	放流水	
アンモニア	1	1	1		3
メチルメルカプタン	1	1	1		3
硫化水素	1	1	1		3
硫化メチル	1	1	1		3
二硫化メチル	1	1	1		3
アセトアルデヒド	1	1	1		3
臭気指数	1	1	1	1	4

- 1 悪臭物質分析は8月から9月に1回を行うものとする。採取時間は風雨の影響のない昼間の時間帯とする。
- 2 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。

(2) 西部浄化センター

悪臭物質分析内訳表

悪臭物質測定項目	測定回数				合計検体数
	水処理系出口	汚泥処理系出口	敷地境界	放流水	
アンモニア	1	1	4		6
メチルメルカプタン	1	1	4		6
硫化水素	1	1	4		6
硫化メチル	1	1	4		6
二硫化メチル	1	1	4		6
アセトアルデヒド	1	1	4		6
臭気指数	1	1	4	1	7

- 1 悪臭物質分析は8月から9月に1回を行うものとする。採取時間は風雨の影響のない昼間の時間帯とする。
- 2 敷地境界は浄化センター東西南北の敷地境界4か所にて同時に1回試料採取を行うこと。
- 3 測定結果と併せ、測定方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書面を提出すること。

別表 1 2-6 騒音振動等測定

騒音振動等測定内訳表（西部浄化センターのみ）

測定項目	測定箇所	合計検体数
騒音レベル	5	5
振動レベル	4	4
低周波音レベル	1	1

- 1 騒音振動等調査は6月から8月までに1回自動測定機器により24時間連続測定を行うのとする。
- 2 測定箇所については、西部浄化センター敷地境界とし、詳細な場所は委託者と協議を行うこと。
- 3 測定時の天候、気温、湿度など現場の状況を調査して記録すること。
- 4 測定結果には測定時のチャート及び試料採取時の現場写真を添付すること。

## 別紙 1 3 報告様式

### 1 運転日報（毎日）

受託者は次に示す内容を網羅した業務日報を浄化センター毎に作成し、帳票日報と併せ翌日 10 時まで提出する。提出期限が委託者の休日に当たるときは、その翌日（開庁日）をもって期限とする。

項目	記載内容	提出方法
気象状況	天候、気温、雨量	電子メール
水質試験	水質試験項目の結果	電子メール
汚泥処理	脱水汚泥量、汚泥含水率、薬品添加率、汚泥搬出量等	電子メール
各処理運転フローにおける処理数量	流入量、反応タンク流入量、放流量、返送汚泥量、生汚泥量、余剰汚泥量等	電子メール
各ユーティリティー使用量	電力量、水道、ガス、薬品等の使用量	電子メール
管理の指標としている諸元値	曝気風量、曝気倍率、返送汚泥率等	電子メール
主要機器の運転記録	主要設備の稼働状況（運転時間、運転回数等）	電子メール
汚濁負荷量（自動測定）	COD（kg／日）、T-N（kg／日）、T-P（kg／日）	紙面又は電子メール
警報・異常	発生日時、内容、一次対応、出動有無、復旧状況（別紙 1 7 参照）	電子メール
特記事項	特に報告すべき事項	紙面

### 2 運転月報（月 1 回）

受託者は次に示す内容を網羅した運転月報を浄化センター毎に作成し、帳票月報と併せ翌月 10 日までに紙面ファイル綴じで提出する。

項目	記載内容
総括表	当該月における施設状況の考察
運転管理月報	日報記載事項を月報データ集計表として整理する
要求水準達成状況	放流水質、汚泥処理、エネルギー管理の要求水準達成状況
水質管理月報	日報記載事項を月報データ集計表として整理する
保守・点検実施状況	業務計画書に基づいて当該月に予定した各業務の実績
ユーティリティー納品結果	購入した薬品類別の納品量及び納品金額
消耗品納品結果	消耗品分類別納品金額とその詳細（品名、個数、金額）

個別業務委託実施報告書	環境計量証明事業者分析結果、外部委託による点検結果等
故障事故報告書	故障や異常の内容、措置状況
汚泥・し渣・沈砂搬出管理表	日別、処分先別搬出量の一覧。電子マニフェスト集計表
特記事項	改善提案等、その他報告すべき事項

### 3 運転年報（年1回）

受託者は次に示す内容を網羅した運転年報を浄化センター毎に作成し、帳票年報と併せて当該年度分を翌年度4月10日までに提出する。ただし、業務期間の最終年度は9月30日までに提出する。

項目	記載内容
総括表	当該年度における施設状況の考察
運転管理年報	月報記載事項を年報データ集計表として整理する
要求水準達成状況	放流水質、汚泥処理、エネルギー管理の要求水準達成状況
水質管理年報	月報記載事項を年報データ集計表として整理する
提案書内容の実施状況	受託時に提案した技術提案等の実施状況
ユーティリティ納品結果	購入した薬品類別の納品量及び納品金額の集計
消耗品納品結果	消耗品分類別納品金額の集計
特記事項	改善提案等、その他報告すべき事項

### 4 緊急対応報告書（随時）

※別紙17の2の「区分A」に対応する記録様式

項目	記載内容
発生日時	事由が発生した日時
施設名	事由が発生した施設名
通報経路	非常通報装置／Web水神／その他
警報内容	例：停電、放流関連異常、主要設備停止、MHポンプ2台停止 等
一次対応	遠隔確認、電話確認、応援要請 等
出動	出動有無、受報時刻、到着時刻
現地対応	対応内容、復旧時刻、暫定措置
原因と再発防止	原因推定、恒久対策案（委託者協議事項含む）
委託者連絡	連絡時刻、連絡先、指示内容

添付	写真、ログ、計装トレンド 等
----	----------------

## 5 故障報告書（随時）

※別紙17の2の「区分B」及び「区分C」に対応する記録様式

項目	記載内容
発生日時	事由が発生した日時
施設名	事由が発生した施設名
設備区分	水処理設備、電気設備等
発見者	発見者名を記載
発見経緯	中央監視、日常巡視、定期点検
機器名称	機器の名称（設備単位、盤名称）
異常箇所及び異常内容	設備の状態を記載
原因区分	自然不良、整備不良等
処置日	故障を受けて処置を行った日時
処置内容	部品交換、応急処置、予備機切替等
特記事項	原因推定、修繕提案（委託者協議事項含む）
添付	写真、ログ、計装トレンド 等

## 6 改善計画書（随時）

※別紙5（判定ルール）と別紙9（未達時対応）に基づく。

項目	記載内容
判明日時	要求水準未達が判明した日時
施設名	事由が発生した施設名
対象項目	要求水準対象項目を記載
経緯・事由	要求水準未達に至った経緯・事由
改善措置・対策	要求水準未達を是正する改善措置・対策
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項。写真や帳票記録等

## 7 その他

受託者は、報告書等の電子データを委託者に提出するときは、信頼性の高いウイルス対策ソフト（最新のウイルス定義ファイル）を利用して、コンピュータウイルスがないことを確認してから提出すること。

## 別紙 1 4 費用負担区分

### 1 費用負担区分（一覧表）

費目	負担者		範囲	備考
	委託者	受託者		
薬品		○	凝集剤、消毒剤、消臭剤、脱水助剤等（別紙 1 5 に品目・仕様を列挙）	調達・保管・在庫管理を含む
消耗品		○	計器用電池、試薬、潤滑油、グリス、フィルタ類、清掃用消耗品 等（別紙 1 5）	部品交換に伴う消耗品も含む
事務備品		○	机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンタ、コピー機等の事務備品（委託者が貸与するものを除く）	
安全保護具・機器		○	各種作業服、安全靴、手袋、ヘルメット、保護メガネ等	
工具・器具		○	設備点検に必要な点検工具及び器具（委託者が貸与するものを除く）	
材料費		○	造作に必要な塩ビパイプ、ボルト、ナット、パッキン類	
分析費（外部分析）		○	重金属項目、ダイオキシン類、悪臭物質、騒音・振動他	
電力料金	○		浄化センター及びマンホールポンプ場の受電契約・電力会社への支払	受託者は使用実績の記録・報告（別紙 1 3）
上水道料金		○	上水道（浄化センター及び公共施設用地）	名義変更必要。マンホールポンプ場水道料金は委託者負担
ガス料金		○	ガス料金の契約、支払	名義変更必要
燃料費		○	受託者が利用する車両の燃料費、非常用自家発電設備の燃料費、草刈り機の燃料費、エンジンポンプの燃料費	非常用自家発電設備の燃料費については点検時に使用した分を受託者負担とし、非常時は委託者が負担する
汚泥（運搬・処分）	○		運搬委託料、処分費	
電子マネーシステム	○		電子マネーシステム基本料金、使用料	予約登録、完了登録は受託者
産業廃棄物（汚泥以外）	○		廃油、廃薬品、廃フィルタ、廃ろ布等	
一般廃棄物	○		事務系ごみ、生活系ごみ	
保守点検（外部委託）		○	自家用電気工作物保安管理、消防用設備等点検（R 1 0. 9 までは委託	

			者)、非常用自家発電設備点検、水処理設備保守点検、クレーン点検、マンホールポンプ点検、昇降機保守点検、窒素・りん自動測定装置保守点検、排ガス洗浄装置保守点検、ガス検知器点検、地下重油タンク漏洩検査、冷暖房設備冷媒漏洩検査等	
監視制御設備保守点検	○		監視制御設備(中央制御、計装設備、直流電源設備、無停電電源装置)	
機械警備		○	設備の新設又は更新	委託者承認後に実施
		○	防犯監視、火災監視委託料	
消火器管理		○	消火器の詰め替え、更新	管理・調達を含む
植栽管理		○	指定する範囲の植栽管理(剪定、施肥)	
通信費 (委託者負担)	○		非常通報装置回線、Web水神、専用回線、委託者が利用する電話回線及びインターネット回線	
通信費 (受託者負担)		○	受託者が利用する電話回線及びインターネット回線	
設備台帳システム	○		設備台帳システム使用料	
保険		○	受託者賠償責任保険等	
車両費		○	業務に使用する車両及び車両点検維持に係る費用	
業務着手時の措置	○		業務着手時の下水道施設の機能確認に係る費用	
業務開始までの費用		○	本業務契約後、業務開始までの準備に係る費用	
要求水準未達時の対応		○	原因究明、追加調査、改善計画書作成及び実施に係る費用	
	○		流入水が流入基準を満たさない場合等やむを得ない場合の上記の費用	
引継期間		○	引継期間に係る費用	
業務終了時の費用		○	本業務の期間が終了した場合、又は受託者が業務期間途中において業務を廃止した場合における撤収費用	
緊急対応に伴う交通費等		○	出動に伴う車両費・交通費	
計画策定及びそれに直結する調査	○		ストックマネジメント計画、耐震診断、事業計画、基本計画	

自家用電気工作物の修繕	○	○ (備考の条件の範囲内)	自家用電気工作物の修繕（受変電～照明、非常灯・誘導灯除く）	受託者負担：1件10万円（税込）・年額40万円（税込）まで。上限超は委託者負担（別途）。
貸与備品の補充		○	委託者が貸与した備品が損傷、不足となり補充する費用	委託者と協議
貸与備品の修繕	○		委託者が貸与した備品が損傷し、修繕する費用	

## 2 自家用電気工作物の修繕

- (1) 自家用電気工作物の修繕は1件当たり10万円（税込）以下及び年額上限額40万円（税込）以下を受託者の修繕範囲とする。
- (2) 修繕の必要が生じた場合は、受託者は、委託者に対し、修繕が必要である設備の現況及びその理由を書面にて報告する。

## 3 貸与備品の費用負担

- (1) 受託者が委託者から貸与された備品について、故障が生じた場合は委託者が修繕を負担する。
- (2) 前項において、貸与された備品が修繕することができず、再取得が必要な場合は、委託者と協議の上受託者の負担とする。
- (3) 貸与備品の使用に伴い消耗する部品等の交換可能なものについては受託者が負担し、これを交換するものとする。

## 4 運用上の注記

上記の費用負担区分により費用負担の判断が難しい場合は、委託者へ協議すること。

## 別紙 1 5 消耗品等の範囲

### 1 適用範囲と原則

- (1) 本別紙 1 5 の対象は、別紙 1 4 の受託者負担とする薬品及び別紙 1 6 の「点検・整備・部品交換」に必要な物品のうち、受託者負担とする消耗品である。
- (2) 消耗品に該当するか判断が難しい場合は、別紙 1 6 の 4（修繕判断基準）により委託者へ協議し、必要に応じて見積・メーカー回答等を添付する。

### 2 薬品リスト

受託者は業務を実施するに当たり運転管理に必要な薬品及び水質分析に用いる薬品を参考として以下に示す。なお、使用する薬品については受託者の提案によるものとするが、使用する薬品の種類、使用量等については事前に委託者に計画書を提出し確認を得たうえで調達し、適切に貯蔵、管理すること。

また、受託者は引継期間中に委託者立会のもと、性状・残量等の確認を行い、業務終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

分類	品目
水処理薬品	高塩基度ポリ塩化アルミニウム、低食塩次亜塩素酸ナトリウム
汚泥処理薬品	高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、汚泥消臭剤、し渣消臭剤
脱臭剤	両性ガス用腐植質脱臭剤、中性ガス用活性炭
水質試験用薬品	塩酸、硫酸、硝酸銀、ペルオキソ二硫酸カリウム、過マンガン酸カリウム、塩化ナトリウム、シュウ酸ナトリウム、アミド硫酸アンモニウム、酸化マグネシウム、ブルシンスルファニル溶液、酒石酸、炭酸ナトリウム、苛性ソーダ、1-アリル-2-チオ尿素、ほう酸等
その他薬品	ろ布洗浄剤、害虫駆除剤

### 3 消耗品リスト

業務を実施するに当たり、受託者が負担する消耗品を参考として以下に示す。また、委託者が貸与する貸与備品が不足する場合、不足分については、受託者が負担し、調達する。なお、貸与備品の修理は委託者の負担とするが、損傷による修理不可の場合は再調達の方法について委託者と受託者で協議を実施する。

分類	品目
一般消耗品	石鹼、洗剤、消毒液、救急薬品、清掃用具、トイレトペーパー、ごみ袋、床用ワックス、蛍光灯、作業服、空調服、防寒

	服、安全靴、長靴、防護服、殺虫剤、除草剤、肥料、草刈替刃、乾電池等
事務用消耗品	鉛筆、消しゴム、報告記録用紙、ファイル類、プリンターインク、P C 関連機器、複写機等
安全対策用具類	安全帯、ヘルメット、マスク、軍手、ゴム手袋、保護メガネ、安全標識、カラーコーン、安全ロープ、空気呼吸器、送風機、墜落防止用器具等
水質試験用消耗品	ガラス器具、ろ紙、イオン交換カードリッジ、ガス検知管、ポータブル水質計電極、比較電極内部液、p H 標準液、D P D 試薬、パックテスト、薬包紙、蒸発皿、ゴム栓、ポリ瓶、ポリタンク、寒天培地、洗浄用ブラシ、C S T 用紙、サランラップ、アルミホイル、紙ワイパー、分光光度計ランプ等
施設維持管用消耗品	整備用品（ホース、ウエス、フィルター、養生テープ、パーツクリーナー、ろ布洗浄剤）、補修用材料（ボルトナット類、パッキン、Oリング、ガスケット、塗料、油脂類、ブラシ刷毛類、研磨切断材料類、止水テープ、セメント、パテ、接着剤、ホースバンド、ホースジョイント、針金、木材、波トタン）、部品交換に必要な部品（配管類、ケーブル類、塗料類、鋼材類、Vベルト、ベアリング、ポンプ用消耗部品、小口径仕切弁、小口径逆止弁、プーリー、エアフィルター、メカニカルシール、ストレーナー、圧力計、造粒槽 p H 計用電極検出器、アワーメータ、タイムスイッチ、計装盤ランプ、ヒューズ、計器用バックアップ電池、制御盤内リレー、冷却用ファン、R A I D 用 H D D、スローパルス変換器、ボールタップ、建具部品、感熱ロール紙、T N T P 計用純水カートリッジ）、潤滑油類（ポンプ、減速機、エンジン、補機等）、オイルマット、土嚢袋、耐圧ホース、消防用ホース、消火器、鍵、発電機用バッテリー、充電器、ベルトプレス脱水機用ろ布等
機械器具、工具、備品	車両、電話機、事務用机椅子、ホワイトボード、下駄箱、傘立、掃除道具収納庫、ロッカー類、茶器類、洗濯機、冷蔵庫、噴霧器、草刈機、脚立、高圧洗浄機、点検や整備及び部品交換に用いる汎用工具類及び各種検知器・測定器具類、振動計、回転数計、風量計、テスター、クランプメーター、接地抵抗計、検電器、サーモカメラ、硫化水素・可燃性ガス測定器、業務用無線機、水質試験室で使用する各種機器類、自動採水装置、集塵機、コードリール等

#### 4 除外（委託者支給・委託者負担）

次に該当するものは、原則として本別紙 1 5 の受託者負担対象から除外し、委託者負担（委託者修繕）とする。

除外区分	具体例
主要機器・主要部品	ポンプ・ブロワ本体、モーター、減速機、脱水機主要部、制御盤、インバーター等
工事を伴う材料	配管・弁の更新材料、盤改造部材、結線変更を伴う部材等
高額・大量交換	単価・数量が大きい交換（別紙16の4「費用規模」）
法令・メーカー制約	有資格作業が必要、保証条件に影響する部材

## 5 補充・記録

- (1) 受託者は、使用する薬品及び消耗品の在庫管理を行い、欠品リスクを低減する。
- (2) 受託者は、薬品及び消耗品の使用傾向を月次で整理し、納品結果は別紙13（ユーティリティー納品結果、消耗品納品結果）により報告する。

## 別紙16 保全・修繕の責任分界

### 1 用語の定義

- (1) 点検：異常の有無を確認する行為（目視・触診・計測・作動確認等）
- (2) 整備：性能維持のための調整・清掃・注油・締付け等（部材の取替えを伴わない）
- (3) 部品交換：工事を伴わず、受託者が備える消耗品の交換により、機能回復又は維持を図る行為
- (4) 修繕：故障、劣化により機能が失われた設備等について、工事、加工及び取替え等を伴い機能回復させる行為（本契約の対象外（自家用電気工作物を除く））
- (5) 更新：設備の計画的な更新、改良及び増設等（本契約の対象外）

### 2 基本方針

- (1) 受託者は、契約期間を通じて正常な運転、水質及び安全を確保するため、点検、整備及び部品交換を実施する。
- (2) 修繕及び更新（工事を伴うもの）は契約対象外とし、必要が生じた場合は委託者修繕として対応する（ただし、自家用電気工作物は上限内で対象）。
- (3) 受託者は、異常の早期発見、一次対応及び運転継続の暫定措置を行い、速やかに委託者へ報告、協議する。

### 3 受託者の実施範囲（点検・整備・部品交換）

※「消耗品」と「部品交換」の境界は、本別紙16の4（修繕判断基準）及び16の6（例示表）による。

区分	実施内容	留意事項	費用負担
点検	巡視、計器確認、作動確認、異音・異臭確認	記録は別紙13に従う	受託者（業務費に含む）
整備	清掃、注油、締付け、設定値調整、簡易校正	記録は別紙13に従う	受託者（業務費に含む）
部品交換	パッキン、ボルト・ナット、Oリング、ヒューズ、計器用電池、潤滑油、試薬等の交換	工事を伴わない範囲。部品は受託者調達（別紙15）	受託者（消耗品）
運転上の暫定措置	系統切替、バイパス運用、運転条件変更、予備機への切替え	放流水質・安全の確保を優先。必要に応じ委託者へ速報	受託者（運転対応）

### 4 修繕判断基準

次のいずれかに該当する場合は「修繕」に該当する可能性が高く、受託者は委託者へ報告の上、委託者修繕へ切替える。

判定観点	委託者修繕へ切替える例
工事性	溶接・切断・加工・配管新設、電気工事（結線変更、盤改造）、足場・クレーン等を要する作業
部品規模	主要機器の交換（ポンプ・ブロワ・脱水機主要機器部、攪拌機、電動機、減速機、制御盤等）
安全／法令	法令上の有資格作業が必要、性能保証・検定に影響、メーカー保証条件に抵触の恐れ
影響度	放流基準の未達リスクが高い、停止が長期化する、二次災害のおそれがある
費用規模	消耗品の範囲を超える高額部品、又は単価・数量が大きい交換

注：上表は目安であり、最終判断は委託者との協議により行う。

## 5 受託者による修繕

本業務は、原則として修繕及び工事を受託者の業務の対象外とするが、自家用電気工作物に係る修繕については、以下に定める上限金額の範囲内で本業務に含めるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の修繕は1件当たり10万円（税込）を上限とし、かつ年額40万円（税込）を上限とする。なお、上限額を超える修繕が必要となる場合は、委託者が別途実施する。
- (2) 受託者は、修繕を実施するに当たり、業務打合せ簿（別紙10）を事前に提出し、委託者の承認を得た後に着手しなければならない。
- (3) 受託者は、修繕完了後に業務報告書（別紙10）を作成し、委託者に提出しなければならない。

## 6 例示（消耗品／部品交換／委託者修繕の区分）

対象	消耗品 (受託者負担)	部品交換 (受託者実施)	委託者修繕 (修繕・更新)
機械設備	潤滑油、グリス、清掃用品	パッキン、Oリング、ボルト類、Vベルト（小型・工具範囲）	ポンプ・ブロワ等主要機器交換、配管更新、機械加工を伴う取替え
電気・計装	計器用電池、ヒューズ、ランプ類	タイムスイッチ、RAID用HDD、端子増締め、センサ清掃、ケーブル端末の再固定（工事性なし）	盤改造、ケーブル更新、電動機交換、結線変更・改造を伴う作業

水質計装	試薬、消耗電極（範囲内）	電極交換、チューブ交換、簡易洗浄	計器本体更新、配管改造、装置更新（メーカー作業が必要）
建築・土木	清掃用品	床WAX塗装、扉等小範囲の塗装	躯体補修、防水、広範囲の塗装、舗装、構造物修繕等
給水設備 排水設備	ストレーナー、センサー電池、トイレ部品	パッキン取替え、ボールタップ取替え、つまり抜き、マス清掃	地下・建物内部の漏れ、配管改造
緊急対応	ウエス、オイルマット、土嚢袋等	漏えいの応急止水（工事を伴わない）、予備機切替え	恒久復旧のための配管交換・バルブ更新等

## 7 報告・承認フロー

- (1) 受託者は異常を確認した場合、運転継続の暫定措置を講じ、別紙13（故障報告書）により速やかに報告を行う。
- (2) 受託者は、故障及び劣化の状況、影響、応急措置、完成図書の確認、想定原因の調査、恒久対策案（委託者修繕案）を整理し、委託者へ提案する。
- (3) 委託者は、修繕及び更新の要否、工事範囲、緊急度、発注方法を判断する。
- (4) 受託者は、委託者修繕実施までの間、必要な運転管理、リスク低減措置を継続する。
- (5) 緊急時（放流に影響、重大設備停止等）は、別紙17の対応区分表に従い、委託者へ即時連絡する。

## 8 費用負担・調達

- (1) 消耗品（部品交換に必要な部品を含む）の費用負担は原則受託者（別紙14）とする。
- (2) 委託者修繕（修繕及び更新）に係る費用負担は委託者とする。
- (3) 判断が難しい場合は、見積りやメーカー回答等を添えて委託者へ協議する。

## 9 記録

- (1) 点検・整備・部品交換の記録は別紙13（運転日報等）により保存し、必要に応じて写真及び記録等を添付する。
- (2) 委託者修繕へ切替えた事象は、発生から完了までの経緯（応急・恒久）を一連で記録する。
- (3) 保存期間は別紙12に準拠（原則5年）

## 別紙 1 7 警報対応表

本別紙は、下水道施設の運転維持管理業務において、平日昼間の通常勤務時間以外の夜間、休日において設備の重故障や異常等が発生した際の対応について定めるものとする。

### 1 目標時間

非常通報装置、監視システム（Web水神等）からの通報に対する初動対応の目標時間は以下のとおりとする。

指標	目標	備考
一次対応 (受報から対応開始)	10分以内に受信確認・遠隔確認開始 15分以内に出動判断	夜間・休日含む
現地到着 (受報から到着)	原則40分以内（現地での初動開始まで）	到着困難時は委託者へ即時連絡し代替措置

### 2 警報一覧・対応区分表

対応区分の定義は以下のとおりとする。ただし、表により判断の難しい事象については受託者のみで判断せず、委託者へ速やかに連絡の上対応すること。

区分A：必ず出動（運転管理への影響が非常に大きく速やかに対応が必要な事象）

区分B：状況確認後出動（運転管理への影響を考慮し、状況により速やかな対応が必要な事象）

区分C：記録のみ（運転管理への影響は小さいが、状況の確認が必要な事象）

施設	通報経路	警報名 (項目名)	内容	区分	行動	出動条件	記録(様式)
西部	非常通報装置	受変電故障 自家発重故障	停電 自家発始動渋滞	A	必ず出動	非常通報装置から通報を受けた場合	緊急対応報告書(別紙13)
西部	非常通報装置	沈砂池故障 (流入渠水位高、ポンプ井水位高)	流入関連異常 (高水位・越流等)	A	必ず出動	非常通報装置から通報を受けた場合	緊急対応報告書(別紙13)
西部	非常通報装置	水処理故障 (重故障)	主要設備停止 (例：送風機停止等)	A	必ず出動	非常通報装置から通報を受けた場合	緊急対応報告書(別紙13)
東部 西部	Web水神	ポンプ故障 異常高水位 水位計故障 電源断	MHポンプ2台停止 水位計の故障 停電	A	必ず出動	Web水神から通報を受けた場合	緊急対応報告書(別紙13)
東部 西部	機械警備 (火災監視)	火災通報	火災	A	必ず出動	機械警備で火災通報を受けた場合	緊急対応報告書(別紙13)
東部 西部	機械警備 (防犯監視)	防犯通報	不法侵入	A	必ず出動	機械警備で防犯通報を受けた場合(誤発報時を除く)	緊急対応報告書(別紙13)
東部 西部	電話連絡	溢水	マンホール等からの溢水	A	必ず出動	市民等からの苦情	緊急対応報告書(別紙13)

東部 西部	なし (自動参集)	地震対応	震度5弱以上の地震	A	必ず出動	気象庁情報／緊急地震速報	緊急対応報告書(別紙13)
東部 西部	なし (自動参集)	特別警報	大雨特別警報 暴風特別警報	A	必ず出動	気象庁情報	緊急対応報告書(別紙13)
西部	非常通報装置	重故障	予備系自動切替で処理継続可能な故障	B	状況確認後出動	遠隔確認→影響評価→必要に応じ出動	故障報告書(別紙13)
西部	非常通報装置	重故障 (流量調整池水位高)	短時間の水位変動	B	状況確認後出動	水位低下が見込めない場合は出動	故障報告書(別紙13)
東部 西部	Web水神	ポンプ故障 異常高水位	MHポンプ1台停止	B	状況確認後出動	遠隔確認で停止継続の場合は出動	故障報告書(別紙13)
東部 西部	なし	地震対応	震度5弱未満の地震	B	状況確認後出動	必要に応じ巡視	故障報告書(別紙13)
西部	なし	重故障以外の故障	非常通報外の軽故障	C	記録のみ	影響が想定される場合は出動	必要な場合のみ故障報告書(別紙13)
西部	なし	軽故障	復帰済の一過性警報	C	記録のみ	影響が想定される場合は出動	必要な場合のみ故障報告書(別紙13)

※東部浄化センターは夜間休日は宿直者・日直者のみの体制のため、区分Aのうち「受変電故障」及び「水処理故障(重故障)」等は単独対応が困難となり得る。受託者は自宅待機者又は社内待機者の応援出動体制を確保し、応援要員は原則45分以内に到着すること。

## 別紙18 法令等遵守事項一覧

### 1 適用範囲と更新

- (1) 本一覧は最低限の例示であり、最新の法令改正・自治体条例改正等を踏まえ、受託者は常に最新版の遵守に努める。
- (2) 条例や協定等の詳細文書は委託者が提示する。受託者は運転・保全の手順書及び点検計画にこれを反映する。

### 2 遵守一覧

受託者は、業務の実施に当たり、以下の関連法令、条例、基準等を遵守又は準拠しなければならない。

- (1) 下水道法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 電気事業法（自家用電気工作物）
- (5) 消防法
- (6) 建築基準法
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 毒物及び劇物取締法
- (9) 悪臭防止法
- (10) 騒音規制法
- (11) 振動規制法
- (12) 労働基準法
- (13) 労働者派遣法
- (14) 職業安定法
- (15) エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (16) 建設業法
- (17) その他関連法令
- (18) 県民の生活環境の保全等に関する条例
- (19) 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例
- (20) 下水道施設設計指針及び解説
- (21) 下水道維持管理指針

### 3 届出・立入検査対応

- (1) 行政機関等による立入検査や照会があった場合、受託者は委託者へ速やかに報告し、必要な資料提出及び立会調整を行う。
- (2) 届出及び報告の主体が委託者となるものは、委託者の指示に従い、受託者は資料作成、実測及び記録整理等を補助する。

## 別紙 19 委託料の調整及び減額

### 1 委託料の調整

- (1) 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12か月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。
- (2) 委託料の変更を請求しようとする者は、請求の相手方に対し、変更を必要とする理由及び算定根拠を明らかにした書面並びに当該根拠となる資料を提出しなければならない。相手方は、提出資料が不十分であると認めるときは、必要な範囲で追加資料の提出又は説明を求めることができる。
- (3) 予期することのできない特別の事情により委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- (4) 委託者又は受託者は、(1)及び(3)の請求があったときは、委託料の見直しを行うものとし、委託料の変更額については委託者と受託者が協議して定める。

### 2 委託料の減額

当該年度毎に、受託者の責めに帰すべき事由により別紙9に示す要求水準未達があった場合の委託料の減額は、次のとおりとする。なお、減額の措置については各浄化センター単位として委託料の減額を行うものとする。ただし、別紙4に定める流入条件を逸脱するなど流入水が原因の場合や不可抗力による要求水準未達の場合は適用しない。

#### (1) 水処理及び汚泥処理の性能未達

別紙5に示す性能が達成されない場合の委託料の減額は、以下によるものとする。

##### (ア) 放流水質の要求水準未達

当該未達が発生した1回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

未達発生に対する未達日数の算定方法は、年度末及び業務完了時に算定するものとし、当該年度内に未達が発生した回数の総数により次式により委託料から減額する額を算出する。

$$\text{委託料を減額する額 } Y1 = \frac{[B] \text{ (円)}}{[A] \text{ (日)}} \times [C] \text{ (日)} \times 0.7$$

A：当該未達が発生した日の属する年度の総日数

B：当該未達が発生した日に属する年度の維持管理委託料

C：当該年度の放流水質要求水準未達日数

〈留意事項〉

- ① Cは各年度の累積日数とする。ただし、同日に複数項目で未達があった場合も1日として計算する。
- ② 水質検査等による未達判明日を1日目として、基準値を満たすまでに要した日数を勘定する。ただし、水質検査の結果が判明するのが検査実施日（採水日）から時間がかかる水質項目の場合、結果判明日を1日目とし、追加試験の結果、基準を満たした日（採水日）までの日数を勘定する。
- ③ Bの委託料は要求水準未達となった処理場の維持管理委託料（税抜）とする。
- ④ 計算額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- ⑤ 委託料の減額は、当該年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

(イ) 汚泥処理の要求水準未達

1日に測定する各脱水機の含水率の平均に汚泥処理の要求水準未達があった場合は、年度末及び業務完了時に算定するものとし、当該年度内に未達が発生した回数の総数により次式により委託料から減額する額を算出する。

$$\text{委託料を減額する額 } Y2 = \frac{[G] \text{ (日)}}{[D] \text{ (日)}} \times [E] \text{ (円/t)} \times [F] \text{ (t)}$$

D：当該未達が発生した日の属する年度の総脱水処理日数

E：当該未達が発生した日に属する年度の処分費単価（円／t）

F：当該未達が発生した日に属する年度の総脱水汚泥搬出量（t）

G：当該年度の要求水準の含水率未達日数

〈留意事項〉

- ① Gは各年度の累積日数とする。
- ② Eは委託者が契約している当該年度の汚泥処理業務委託における汚泥の処分及び運搬の処分費単価（税抜）の単純平均とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

- ③ 総脱水汚泥搬出量は各浄化センターの脱水汚泥搬出量の値とする。
- ④ 計算額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- ⑤ 委託料の減額は、当該年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

## 別紙20 施設改良等の実施

### 1 別紙1に示す下水道施設の一部の変更又は改良

- (1) 受託者は、業務を効果的かつ効率的に実施するために、別紙1に示す下水道施設の一部について変更又は改良を行うときは、次の事項について記載した施設改良等実施計画書を作成し、委託者と協議する。
  - ・変更又は改良を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良が必要な理由、その効果
  - ・変更又は改良に関する図面（平面図、立面図、断面図、その他関係図面）
  - ・変更又は改良に関する実施工程計画書
- (2) 受託者は、前項の変更又は改良が終了したときは、終了の翌日から10日以内に変更又は改良の工事写真、施工図面その他必要事項を取りまとめた施設改良等実施報告書を作成し、委託者に提出する。
- (3) 契約終了時の取扱については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。ただし、現状に復する場合は、変更又は改良を実施した部分の現状に復したことの確認を、(1)の施設改良等実施計画書及び(2)の施設改良等実施報告書に基づいて行うこととする。

### 2 別紙1に示す下水道施設への設備の設置

- (1) 受託者は、業務を効率的かつ効果的に実施するために、別紙1に示す下水道施設に設備を設置しようとするときは、次の事項について記載した施設改良等実施計画書を作成し、委託者と協議する。
  - ・設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、その効果
  - ・設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図、その他関係図面）
- (2) 受託者は、前項の設備の設置が終了したときは、終了の翌日から10日以内に設置に関する工事写真、施工図面その他必要事項を取りまとめた施設改良等実施報告書を作成し、委託者に提出する。
- (3) 契約終了時の取扱については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。ただし、原状に復する場合は、設備を撤去したことの確認を、第1項の施設改良等実施計画書及び前項の施設改良等実施報告書に基づいて行うこと。

## 別紙 2 1 ユーティリティー予定数量

### 1 東部浄化センター

種目	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	令和11年度数量
PAC(高塩基度)	k g	21,400	43,000	43,100	21,650
ポリ硫酸第二鉄	k g	60,700	121,900	122,100	61,300
次亜塩素酸 ナトリウム	k g	11,600	23,300	23,400	11,750
高分子凝集剤	k g	1,785	3,590	3,590	1,805
汚泥消臭剤	k g	1,800	3,600	3,600	1,850
脱臭用活性炭	k g	3,380	3,760	3,380	—
水道	m <sup>3</sup>	400	800	800	400
ガス	m <sup>3</sup>	250	500	500	250
A重油	L	195	390	390	195

### 2 西部浄化センター

種目	単位	令和8年度数量	令和9年度数量	令和10年度数量	令和11年度数量
PAC(高塩基度)	k g	39,300	78,900	79,000	39,700
ポリ硫酸第二鉄	k g	56,050	112,600	112,700	56,600
次亜塩素酸 ナトリウム	k g	12,000	24,000	24,100	12,100
高分子凝集剤	k g	1,810	3,630	3,640	1,825
汚泥消臭剤	k g	14,300	28,700	28,800	14,450
脱臭用活性炭	k g	3,120	3,110	3,120	—
水道	m <sup>3</sup>	290	580	580	290
ガス	m <sup>3</sup>	25	50	50	25
A重油	L	390	780	780	390